神奈川県下における
建設業労働災害の現状と対策
令和８年版（令和７年労働災害のとりまとめ）



Safe work KANAGAWA　Mission zero　Cool work KANAGAWA

建設業における災害防止のポイント

- 墜落・転落災害防止対策：改正労働安全衛生規則による足場の点検者の指名、本足場の使用の徹底等、はしご・脚立の適正使用、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」による適切な措置、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用の徹底
- 高年齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策、一人親方等の安全衛生対策
- 転倒災害の防止（「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト神奈川」の取組）
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の徹底、交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 建設機械等を使用する際の運行経路等の作業計画の策定・周知、運転中の転落・接触災害防止のための誘導員配置等安全対策、「車両系建設機械構造規格」に適合した建設機械等の使用
- 建設工事の現場等における貨物自動車の荷台からの墜落・転落等の荷役災害防止対策
- 山岳トンネル工事における肌落ち等災害防止対策（令和６年３月２６日改正ガイドライン）
- チェーンソーによる伐木等作業の特別教育の実施、立入禁止措置や保護具着用等の安全対策
- 熱中症対策の徹底、早期発見と重篤化防止のための「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」
- じん肺予防対策（第１０次粉じん障害防止総合対策に基づく呼吸用保護具の適正な使用等）
- 騒音障害防止の取組（令和５年４月２０日改正ガイドライン）
- 化学物質による健康障害防止（ＳＤＳの確認・リスクアセスメントの実施、塗膜剥離作業、溶接ヒューム等）
- 解体・改修工事等における石綿含有の有無の事前調査、石綿ばく露防止対策の徹底
- 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の実施

厚生労働省
神奈川労働局

目 次

□	事業者の責務、労働災害と事業者責任	･･･ 1
1	労働災害の推移	･･･ 2
2	工事種別の災害発生状況	･･･ 3
3	事業場規模別の災害発生状況	･･･ 4
4	年齢階層別の災害発生状況	･･･ 4
5	経験年数別の災害発生状況	･･･ 5
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	･･･ 5
7	事故の型別の災害発生状況	･･･ 6
8	起因物別の災害発生状況	･･･ 6
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	･･･ 7
10	公共工事等における災害発生状況	･･･ 8
11	月別の死亡･死傷災害発生状況	･･･ 9
12	外国人労働者の災害発生状況	･･･ 9
13	熱中症災害発生状況	･･･ 10
14	令和7年 建設業における死亡災害の概要	･･･ 11
15	労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて	･･･ 16
16	足場からの墜落防止措置が強化されます	･･･ 20
17	手すり先行工法の足場を使用しましょう 改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及･定着に向けて	･･･ 23
18	足場からの墜落防止のための措置を強化します	･･･ 31
19	墜落･転落災害を減らすため、はしごや脚立を安全に使いましょう！	･･･ 39
20	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！	･･･ 41
21	外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください	･･･ 47
22	2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1,2を対象とする保護措置が義務付けられます	･･･ 49
23	STOP！転倒災害プロジェクト神奈川 since2015	･･･ 51
24	交通労働災害を防止するために	･･･ 53
25	山岳トンネル工事における肌落ち災害を防止しましょう	･･･ 55
26	職場における熱中症対策の強化について	･･･ 57
27	STOP！熱中症クールワークキャンペーン	･･･ 59
28	「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました	･･･ 61
29	働く人（坑夫さん）の健康診断結果や作業従事歴をずい道システムへ 登録してください。	･･･ 65
30	現場で使用する化学物質の対策をお願いします ～ラベル･SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～	･･･ 66
31	石綿（アスベスト）の事前調査は施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります！	･･･ 68
32	第14次労働災害防止計画（神奈川計画）推進状況	･･･ 70

労働災害とは

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
(労働安全衛生法第２条第１号)

事業者等の責務

単に、この法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第３条第１項)

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。事業主はこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第４１５条)が問われます。

労働契約法第５条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働ができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任(法令違反と義務主体の責任)

刑事上の責任

■ 労働安全衛生法：措置義務違反
■ 刑法：業務上過失致死傷
(罰則の適用)

民事上の責任

■ 労働契約法第５条：労働者の安全への配慮
■ 民法第４１５条：債務不履行責任
■ 民法第７０９条：不法行為責任
■ 民法第７１５条：使用者責任

行政上の処分等

■ 使用／作業停止
■ 入札停止
■ 営業停止
■ 企業名公表　　等

社会的な制裁

■ マスコミの非難報道や風評
■ 信用失墜、顧客離れ
■ 経営不振、廃業

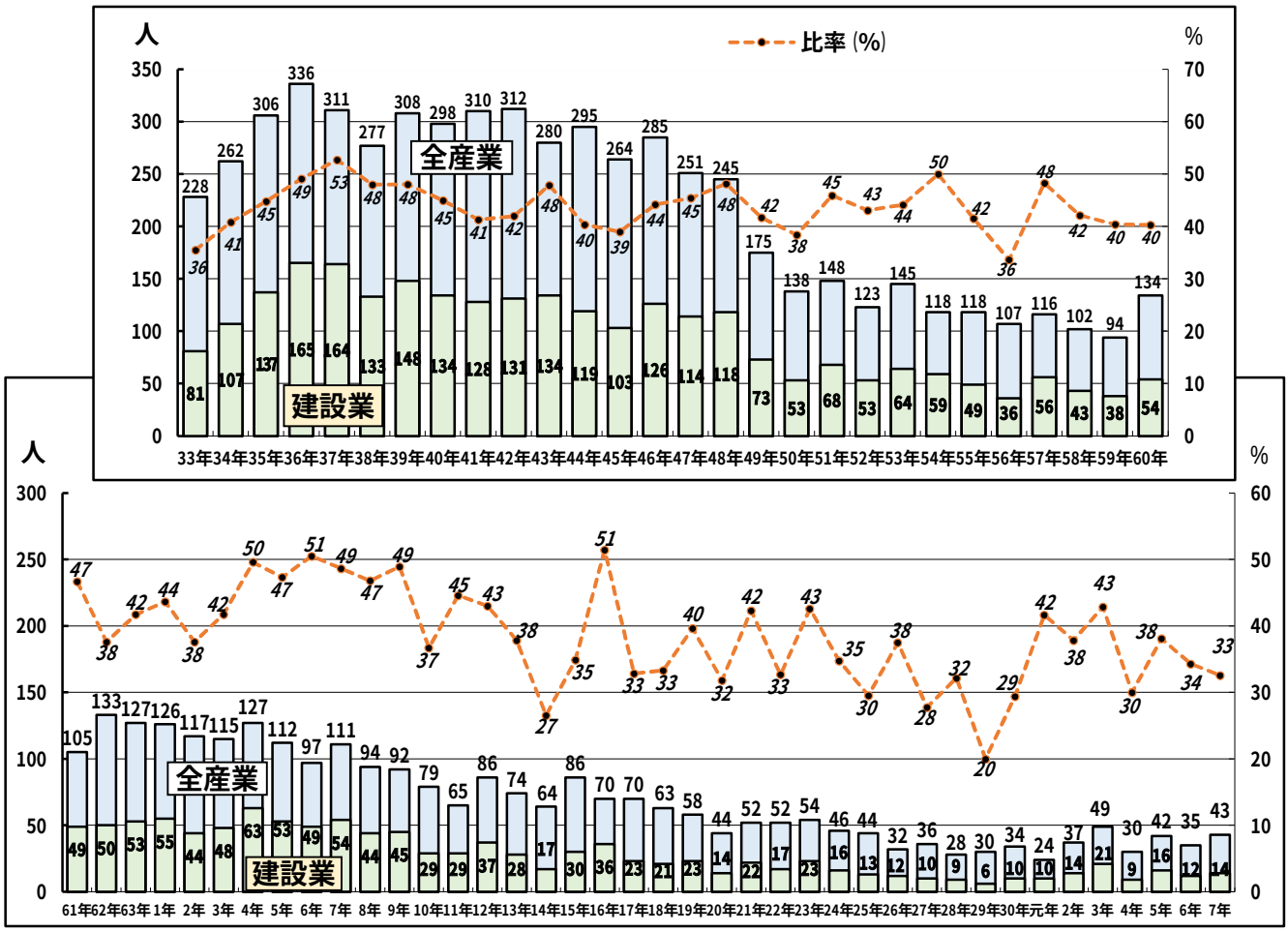
改正労働安全衛生法

令和７年５月に個人事業者等(中小事業者の代表者や役員を含む。)の業務上災害の防止、ひいては同じ職場で労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置付ける労働安全衛生法の改正がされ、順次施行します。また、業種を問わず、労働者や個人事業者等が混在する作業場所を管理する者に対して、自ら請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置が義務付けられました。

本冊子の死亡及び死傷災害の統計数値は、注記がない限り新型コロナウイルス感染症による労働災害を除いた数値としています。また、令和７年の統計数値は、令和８年４月８日時点の暫定値となります。

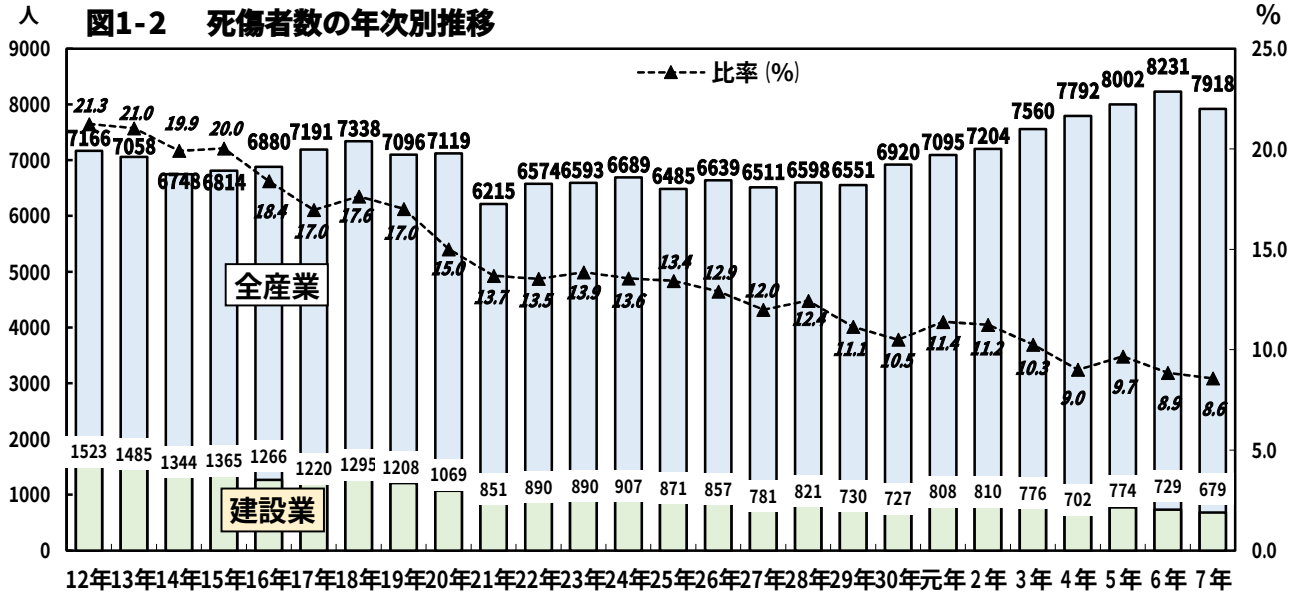
1　労働災害の推移

図1-1　労働災害による死亡者数の年次別推移（新型コロナウイルス感染症によるものを含む）



建設業の死亡者数は**図1-1**のとおり、昭和３６年に１６５人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示し、平成２８年に１０人を下回り、平成２９年は過去最少の６人となった。その後は増加に転じ、令和３年には２１人となり、全産業の中で建設業の比率は上がった。令和７年は、１４人となり、前年を２件上回った。現在取り組んでいる第１４次労働災害防止計画（神奈川計画）では、令和４年の９人と比べて令和９年に１５％減少させ、７人以下とすることを目標としている。

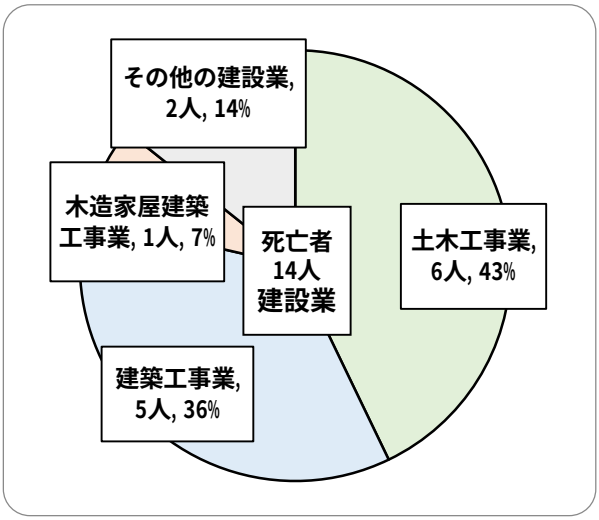
図1-2　死傷者数の年次別推移



建設業の休業４日以上の死傷者数は**図1-2**のとおり、長期的には減少傾向にあり、令和４年には過去最少となったが、令和７年は６７９人となり、**過去最少を更新**することができた。建設業の休業４日以上の死傷災害が全産業に占める割合は近年１０％を切る水準まで減少している。

2　工事種別の災害発生状況

図2-1令和7（2025）年　建設業･工事種別の死亡者数



(参考)令和7(2025)年 全産業･業種別の死亡者数

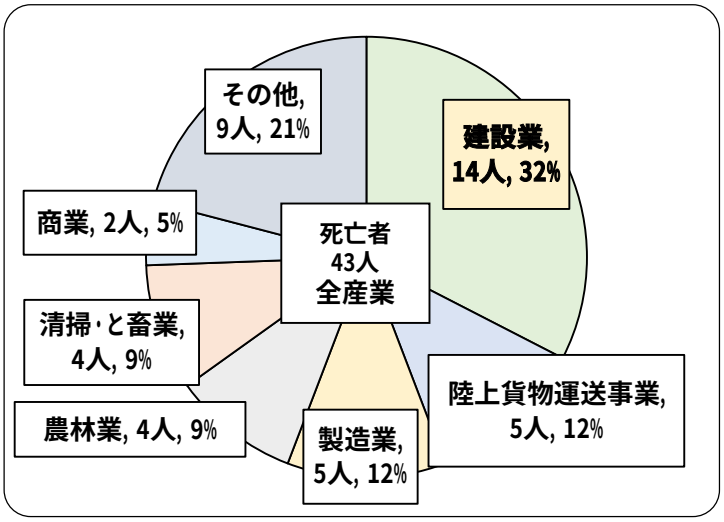
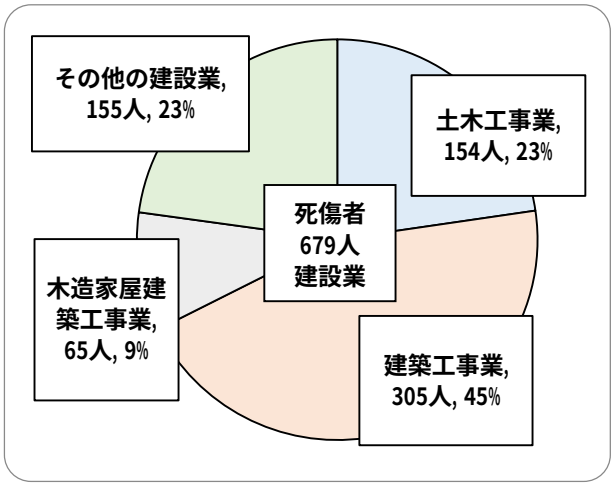
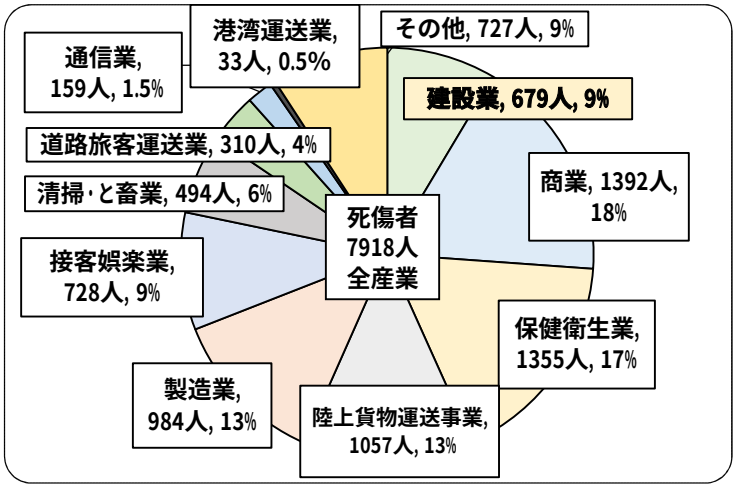


図2-2 令和7（2025）年 建設業･工事種別の死傷者数



(参考) 令和7（2025）年 全産業･業種別の死傷者数

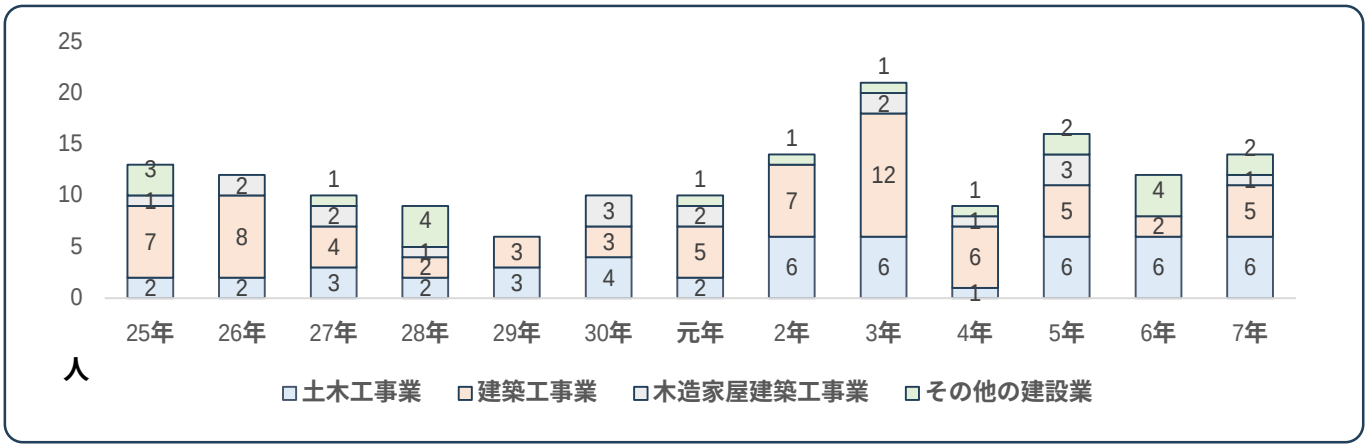


工事種別の死亡災害は、**図2-1**のとおり、土木工事業が6人(43%)で、建築工事業が5人（36%）、木造家屋建築工事業が1人（7%）、その他の建設業（機械器具設置工事業等）が2人(14%)であった。

工事種別の死傷者数は、**図2-2**のとおり、建築工事業が305人と最も多く建設業全体の45%を占め、次いでその他の建設業155人（23%）、土木工事業が154人（23%）、木造家屋建築工事業が65人（9%）の順であった。

なお、平成25年以降における工事種別の死亡者数推移は、**図2-3**のとおりである。

図2-3　工事種別の死亡者数の推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



3　事業場規模別の災害発生状況

図3-1 令和7（2025）年 規模別の死亡者数

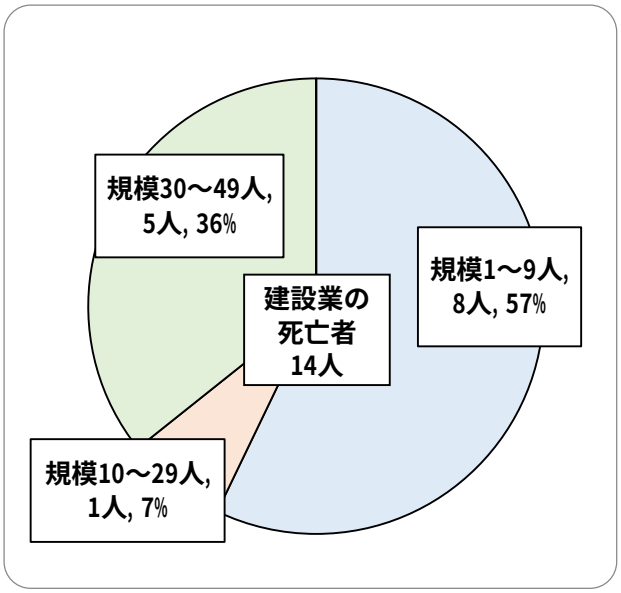
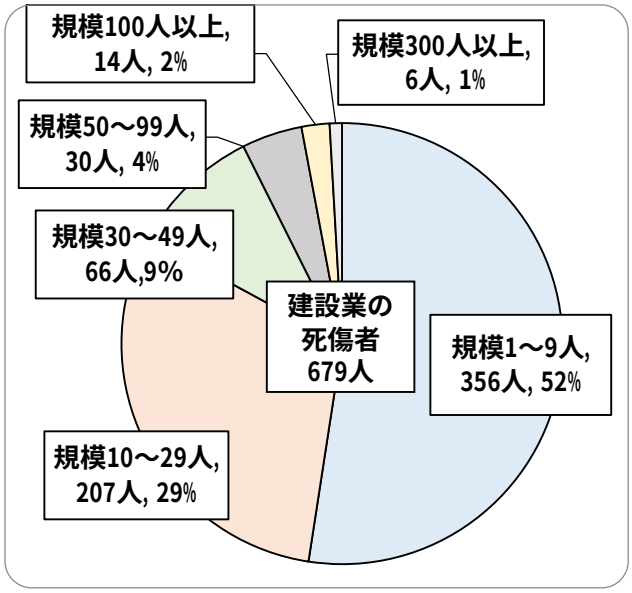


図3-2 令和7(2025)年 規模別の死傷者数



事業場規模別の死亡者数は**図3-1**のとおり、1～9人の事業場で8人（57%）、30人～49人未満の事業場で5人（36%）、10人～29人未満の事業場で1人（7%）となった。

事業場規模別の休業4日以上の死傷災害は**図3-2**のとおり、1～9人の事業場が356人と最も多く建設業全体の52%を占め、次いで10～29人の207人（29%）、30～49人が66人（9%）の順であり、建設業の死傷災害全体の9割以上が50人未満の規模において発生している。

4　年齢階層別の災害発生状況

図4-1 令和7(2025)年 年齢階層別の死亡者数

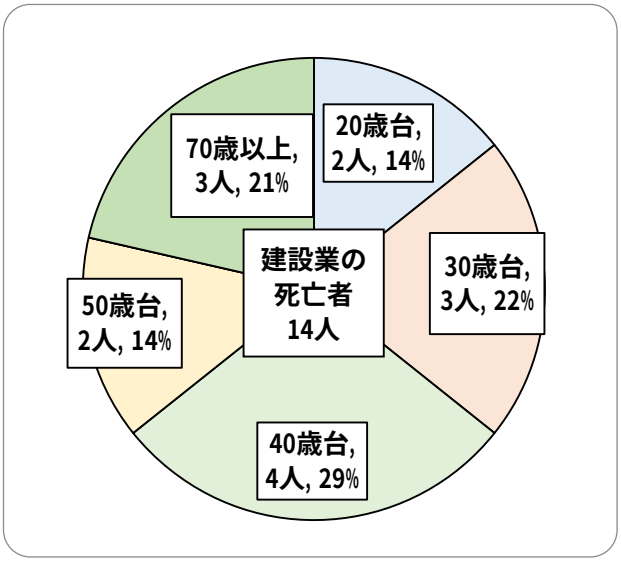
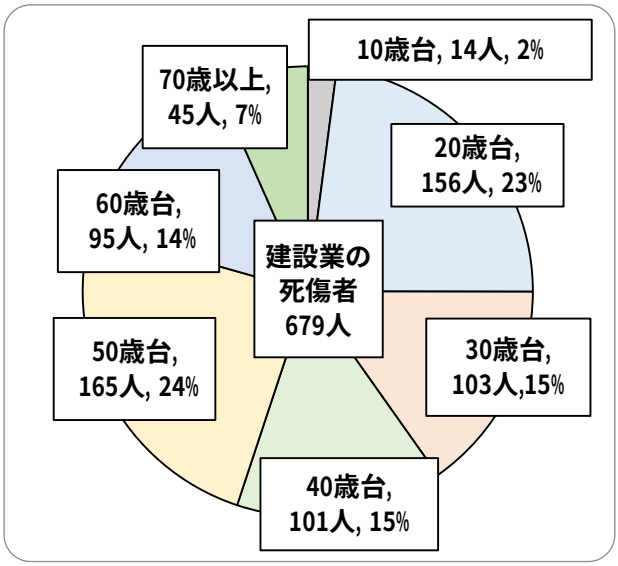


図4-2 令和7（2025）年 年齢階層別の死傷者数



年齢階層別の死亡者数は**図4-1**のとおり、40歳台4人、70歳以上が3人、30歳台が3人、20歳台・50歳台が各2人であった。

年齢階層別の死傷者数は**図4-2**のとおり、50歳台が165人と最も多く、次に20歳台が156人、その次に30歳台が103人となっている。

20歳台の若年層で多く発生していることから教育を十分に行う必要性があるほか、50歳台以上の高年齢者の労働災害防止のため「高年齢者の労働災害防止のための指針」の普及を促進しているところである。

5　経験年数別の災害発生状況

図5-1 令和7(2025)年 経験年数別の死亡者数

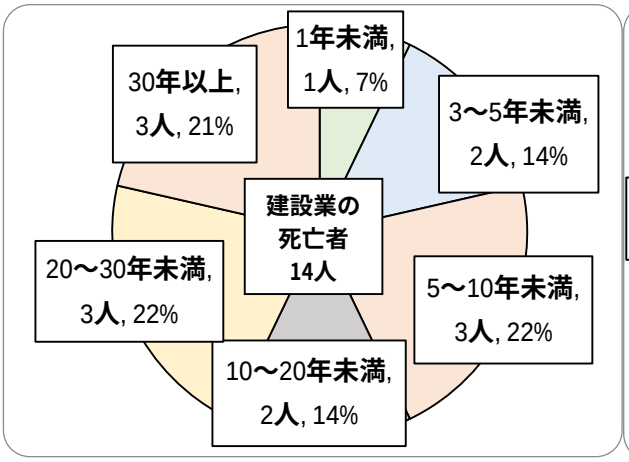


図5-2 令和7(2025)年 経験年数別の死傷者数

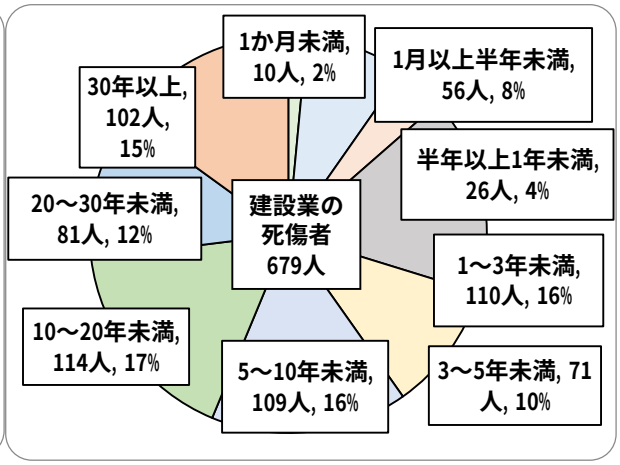
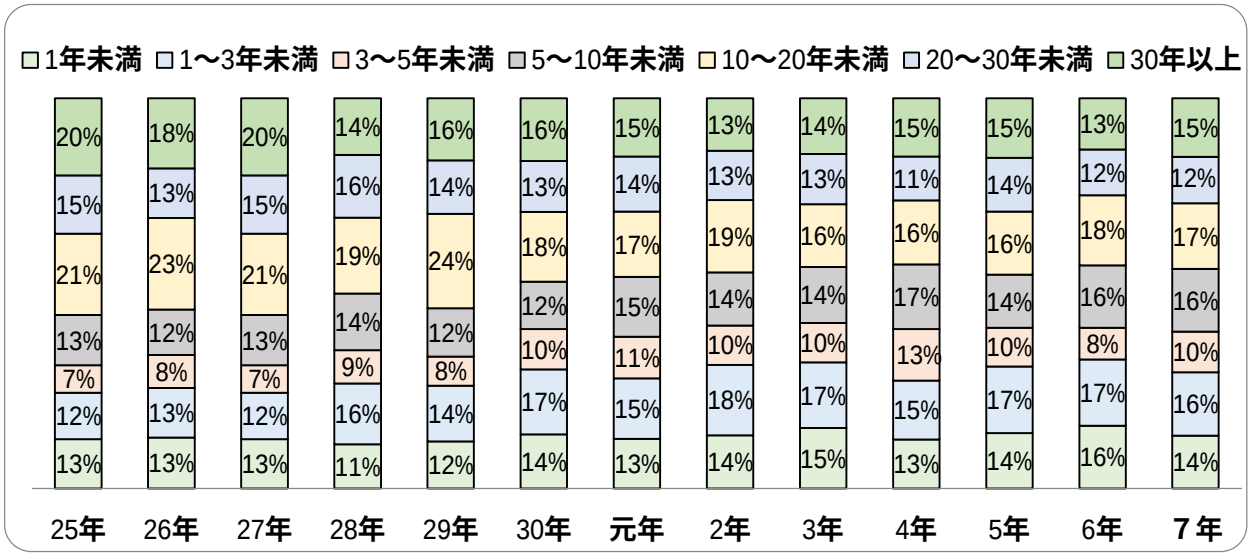


図5－3　経験年数別の死傷者数推移



経験年数別の死亡者数は**図5-1**のとおりであり、5～10年未満、20～30年未満、30年以上の経験者が各3人となっている。

死傷者数は**図5-2**のとおりであり、経験年数に関わらず死傷災害が発生していることがわかる。

また、**図5-3**のとおり、死傷者数全体に占める1年未満が92人（14%）となっており、若年層や経験年数の浅い労働者に対する安全衛生教育の充実に取り組む必要がある。

6　現場入場日数別の死亡災害発生状況

図6-1令和7(2025)年 現場入場日数別死亡者数

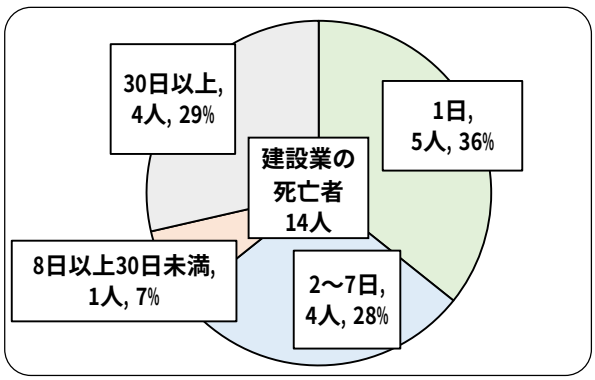
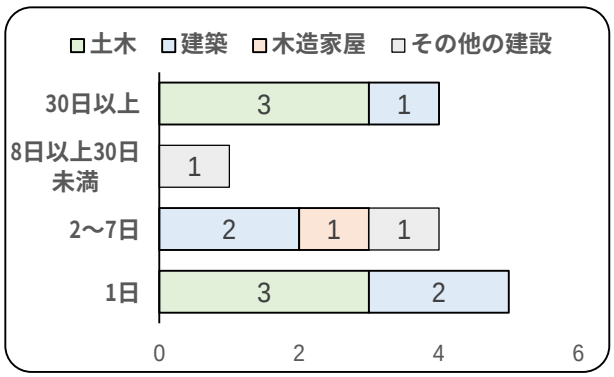


図6-2 令和7 (2025)年 工事種別現場入場日数別死亡者数



現場入場日数別の死亡災害発生状況は**図6-1**のとおりである。入場7日以下で発生した災害が半数以上を占めており、新規入場者教育の徹底等が必要である。工事種別発生状況は**図6-2**のとおりで、最も多い入場初日において5人となっている。

7　事故の型別の災害発生状況

図7-1 令和7（2025年)事故の型別の死亡者数

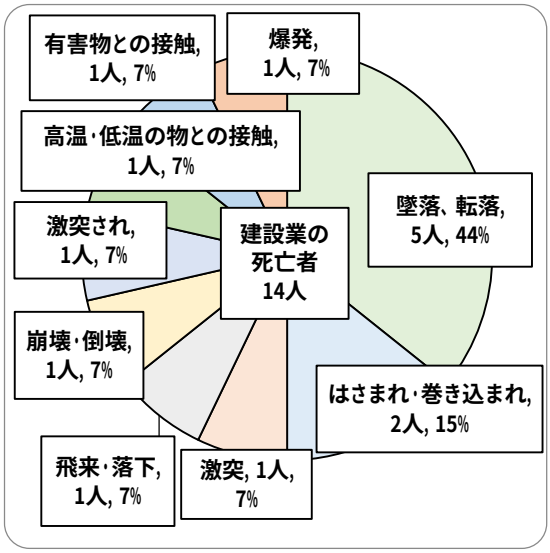
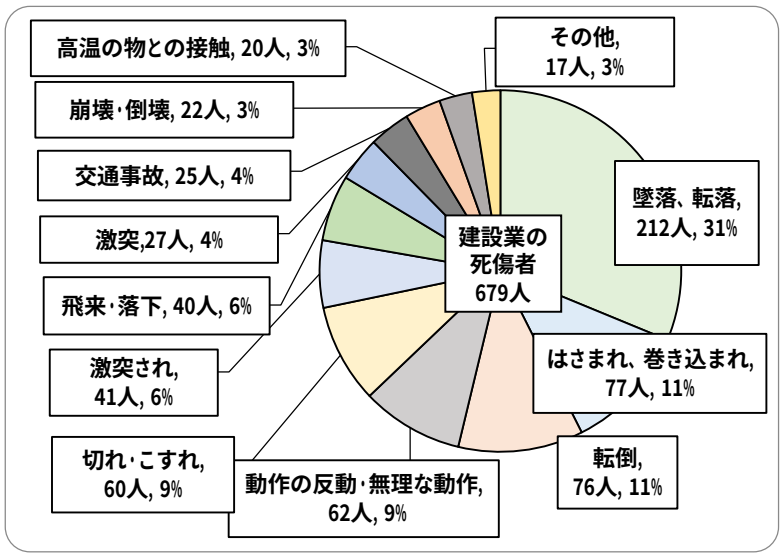


図7-2 令和7(2025)年 事故の型別の死傷者数



事故の型別の死亡者数は**図7-1**のとおり、「墜落、転落」によるものが5人（44%）と最多である。

事故の型別の休業4日以上の死傷者数は**図7-2**のとおり、「墜落、転落」が212人（31%）と最も多く、3割を占めている。次いで「はさまれ、巻き込まれ」77人（11%）、「転倒」76人（11%）、「動作の反動･無理な動作」62人（9%）、「切れ、こすれ」60人（9%）と続いている。

死亡災害、死傷災害ともに墜落･転落災害が最も多く発生していることから、足場の点検の確実な実施等（令和5年10月1日施行）及び一側足場の使用範囲の明確化（令和6年4月1日施行）に係る措置の徹底のほか、はしご･脚立の適正使用、墜落制止用器具の使用の徹底を図る必要がある。

8　起因物別の災害発生状況

図8-1 令和7(2025)年 起因物別の死亡者数

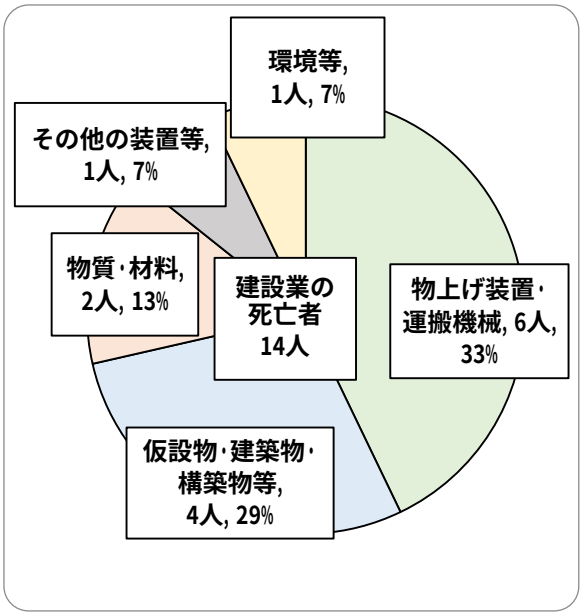
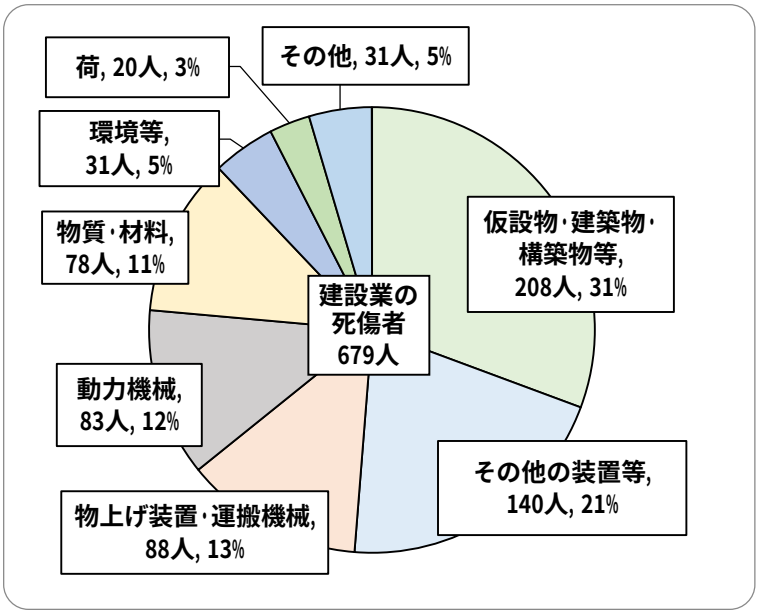


図8-2 令和7（2025）年 起因物別の死傷者数

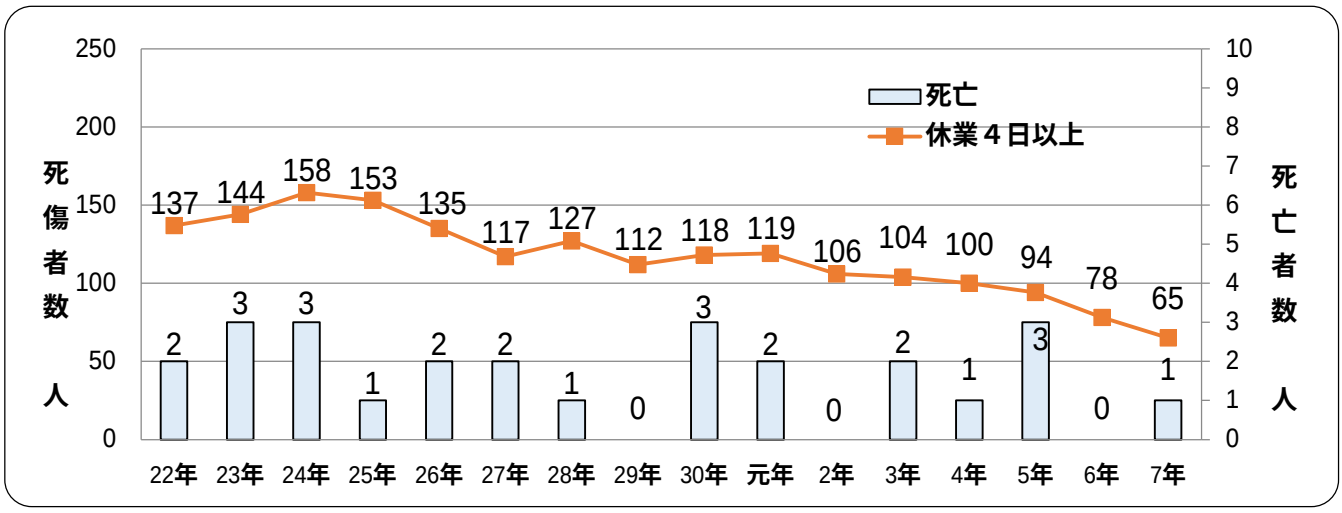


起因物別の死亡者数は、**図8-1**のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落、転落」災害が多いことに関連し、起因物として「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、208人で全体の3割を占めた。次いで、脚立、はしご、ロープ等を含む「その他の装置等」140人（21%）、クレーン等、トラックを含む「物上げ装置･運搬機械」88人（13%）、木材加工用機械、建設重機が含まれる「動力機械」83人（12%）と続いている(**図8-2**)。

9　木造家屋等建築工事における災害発生状況

図9-1 木造家屋等建築工事における死傷者数の推移　(平成22年～令和7年)



木造家屋等建築工事における労働災害は、図9-1のとおり長期的に減少傾向にあり令和7年は死亡災害1人（「墜落、転落」災害）となった。また、休業4日以上の休業災害は、65件と前年比13件（17%）の減少となり、過去最少を更新した。

木造家屋等建築工事における重篤な災害要因である「墜落、転落」災害を防止するには、建方作業時に先行して足場を設置する「足場先行工法」が重要であると同時に、躯体と足場との間の墜落危険箇所を可能な限りなくすことや安全な昇降設備を設けることも重要である。

また、令和5年10月1日から足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則が順次施行され、一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)等対策の充実強化が図られ、併せて「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正された。

図9-2 令和7(2025)年 事故の型別の死傷者数

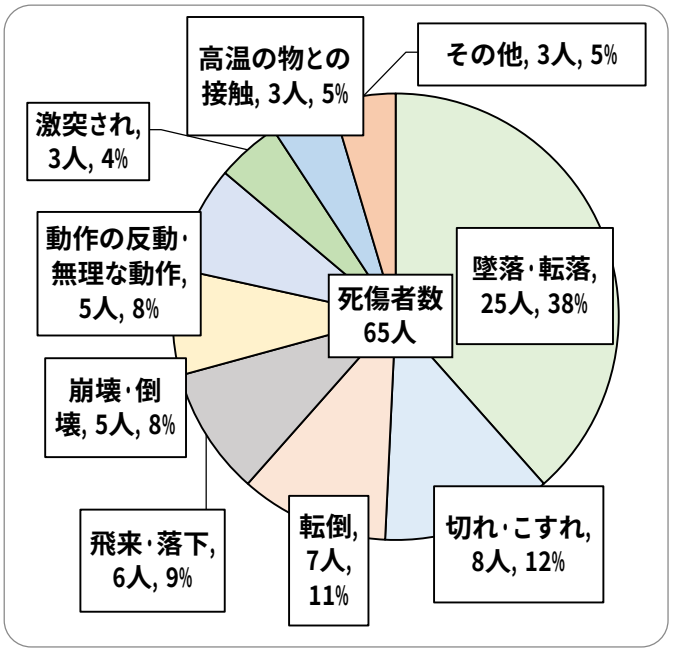
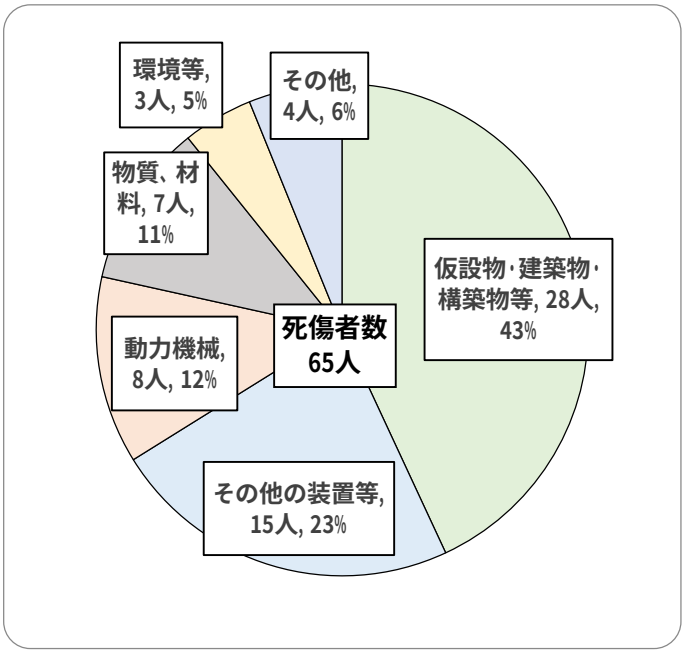


図9-3 令和7(2025)年 起因物別の死傷者数



木造家屋等建築工事における事故の型別の休業4日以上の死傷者数は、**図9-2**のとおりで、「墜落、転落」が25人と最も多く38%を占めており、続いて、「切れ、こすれ」8人（12%）、「転倒」7人（11%）、「飛来・落下」6人（9%）、「崩壊・倒壊」、「動作の反動・無理な動作」が各5人（8%）となっている。

また、起因物別では、**図9-3**のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」が28人と最も多く43%を占めており、続いて、手工具、はしご、脚立を含む「その他の装置等」15人（23%）、木材加工用機械、建設機械等を含む「動力機械」が8人(12%)となっている。

10　公共工事等における災害発生状況

図10-1 公共工事等における死亡者数･比率

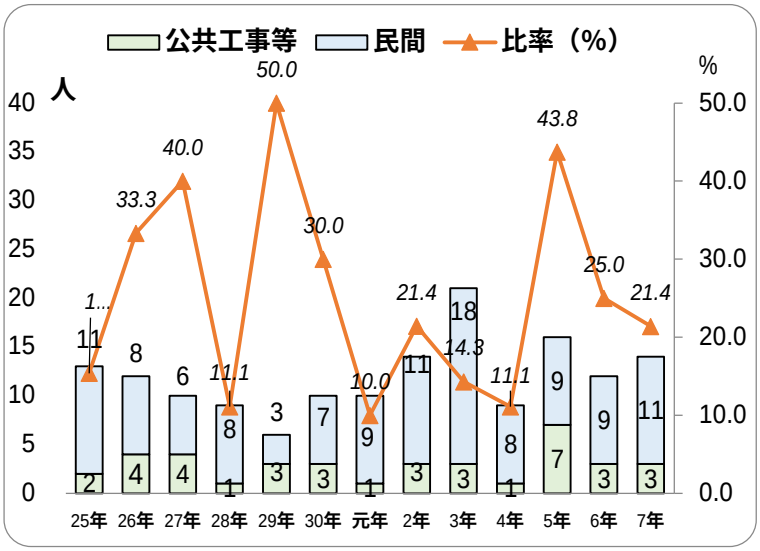
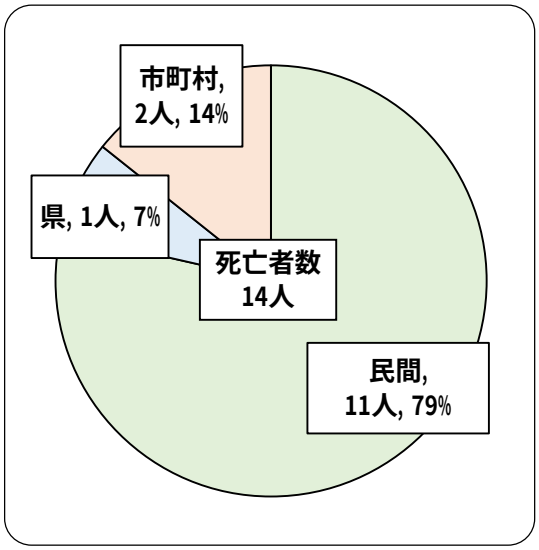
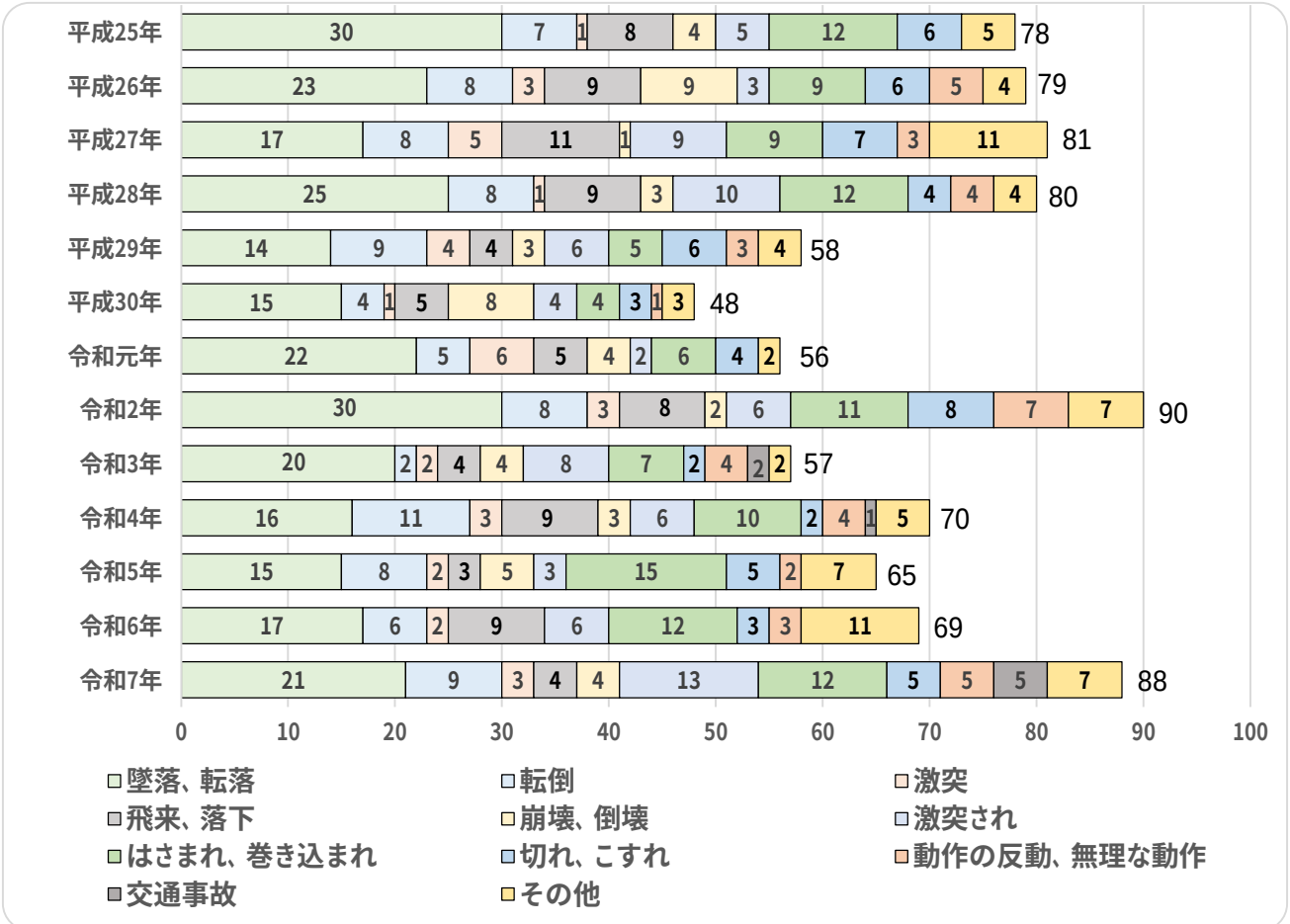


図10-2 令和7年 発注者別死亡者数



令和7年の建設業における死亡者14人のうち、公共工事等で発生したのは3人（21.0%）であった。

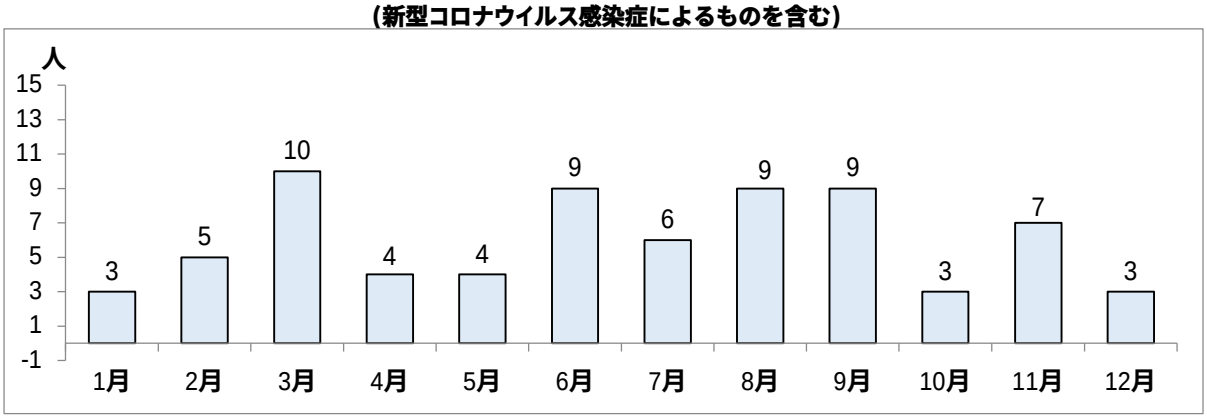
図10-3　公共工事等における事故の型別の死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



令和7年の公共工事等における休業4日以上死傷者88人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」が21人（23.9%）、「激突され」が13人（14.8%）、「はさまれ･巻き込まれ」12人（13.6%）、「転倒」が9人（10.2%）となった。

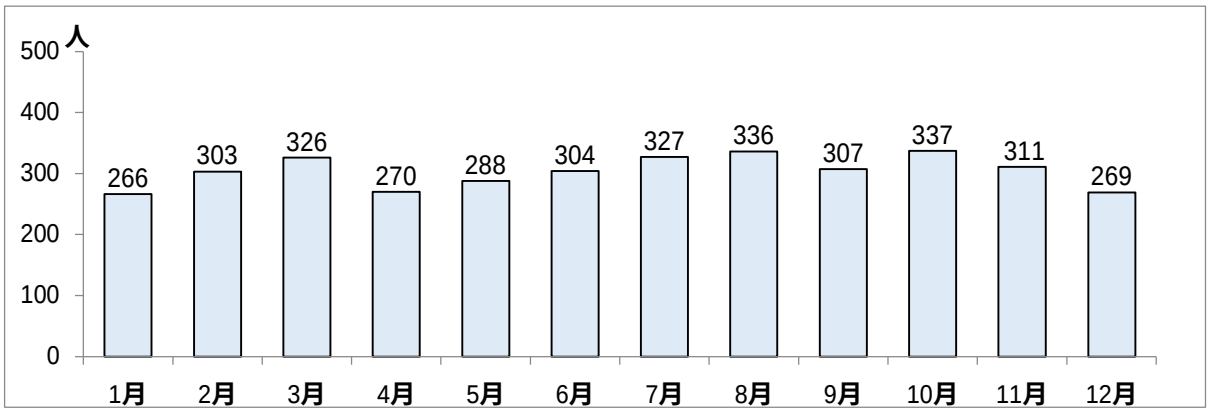
11　月別の死亡･死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況（令和3年～令和7年（過去5年）の月別累計）
（新型コロナウイルス感染症によるものを含む）



過去5年間の月別死亡災害発生状況（5年間月別累計）は、**図11-1**のとおりであり、3月が10件と最も多く発生しており、次いで、6月、8月及び9月が各9件となっている。

図11-2　月別の死傷災害発生状況(令和3年～令和7年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況（5年間月別累計)は、**図11-2**のとおりであり、7月、8月及び10月に多く発生している。お盆休みがあり稼働日の少ない8月は注意が必要である。

12　外国人労働者の災害発生状況

図12-1 令和7年 外国人労働者の災害発生状況（全産業）

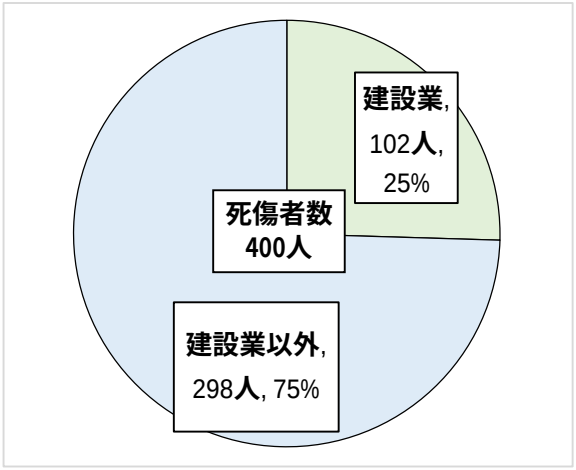


図12-2 令和7年 外国人労働者の災害発生状況（建設業）

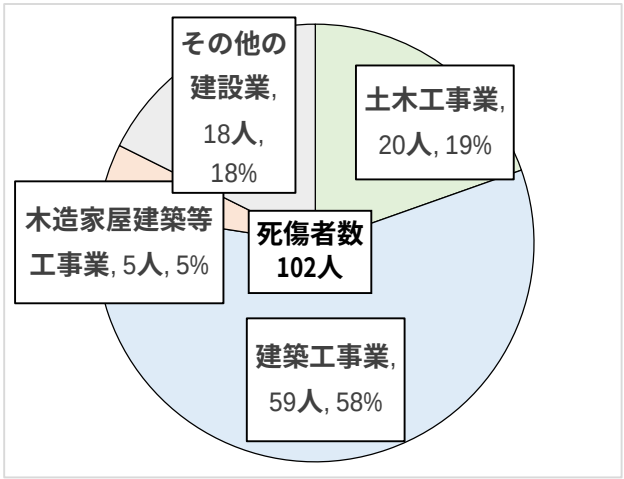


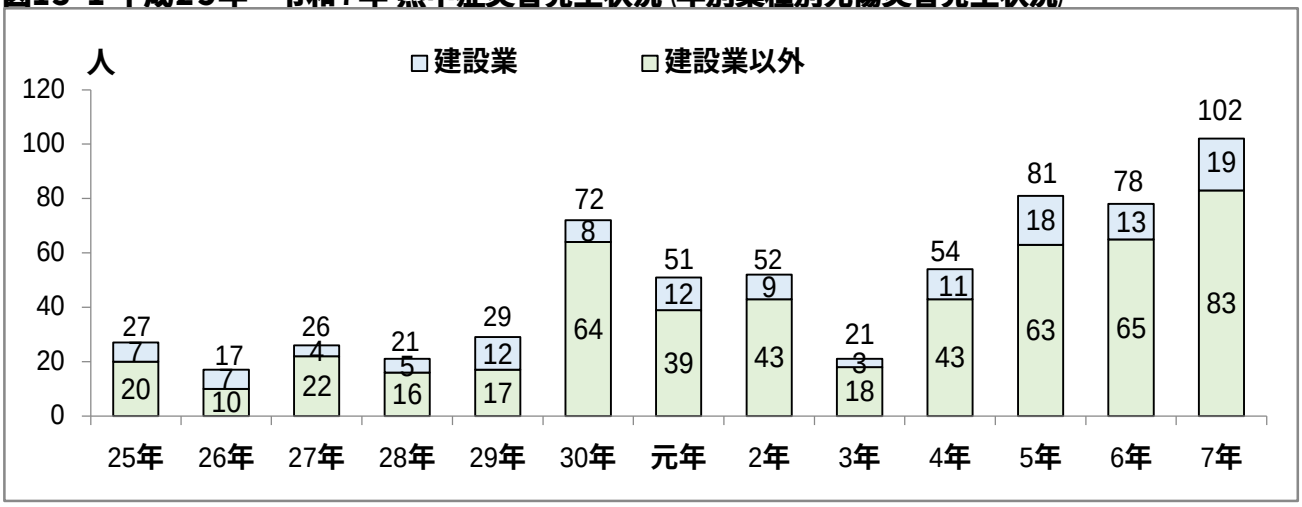
図12-1のとおり、令和7年の休業4日以上の全産業における外国人労働者の死傷者数は、400人で、そのうち建設業では、102人（25%）発生している。

建設業における内訳は、**図12-2**のとおり、建築工事業で59人（58%）と最も多く発生している。

近年、外国人労働者の就業人口が増加し、労働災害も増加する傾向にあることから、災害防止の取組として母国語による教育の実施や作業指示の際のコミュニケーションの配慮が必要である。

13　熱中症災害発生状況

図13-1 平成25年～令和7年 熱中症災害発生状況（年別業種別死傷災害発生状況）



全産業における令和7年の熱中症による休業4日以上の死傷者数は**図13-1**のとおり、102人と前年に比べて大幅に増加し、初めて100人を超えました。

建設業も同様の傾向で、令和7年は19人発生しており、前年に比べて大幅に増加し、最も多い数値となった。

図13-2 令和3年～令和7年 熱中症による時間帯別死傷者数（全産業）

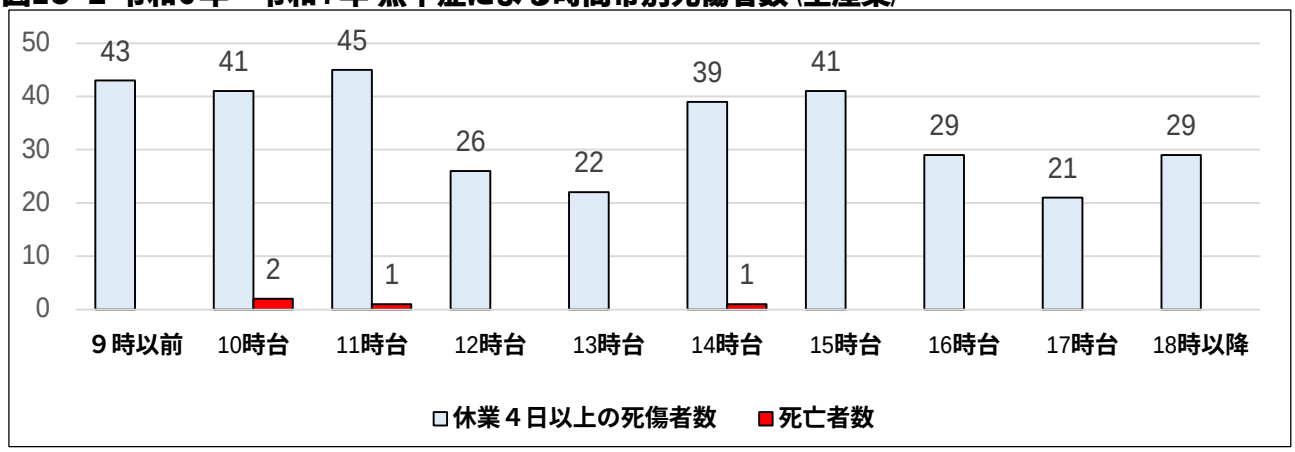


図13-2のとおり、全産業における過去5年の時間帯別の死傷者数をみると、11時台で最も多く発生し、次いで9時以前となっている。日中だけではなく9時台以前、18時以降にも多数発生しているため、日中の現場作業終了後に会社事務所に戻ってから、又は帰宅してから体調が急変･悪化するケースも認められる。

図13-3 令和7（2025）年の年代別の熱中症死傷者数（全産業）

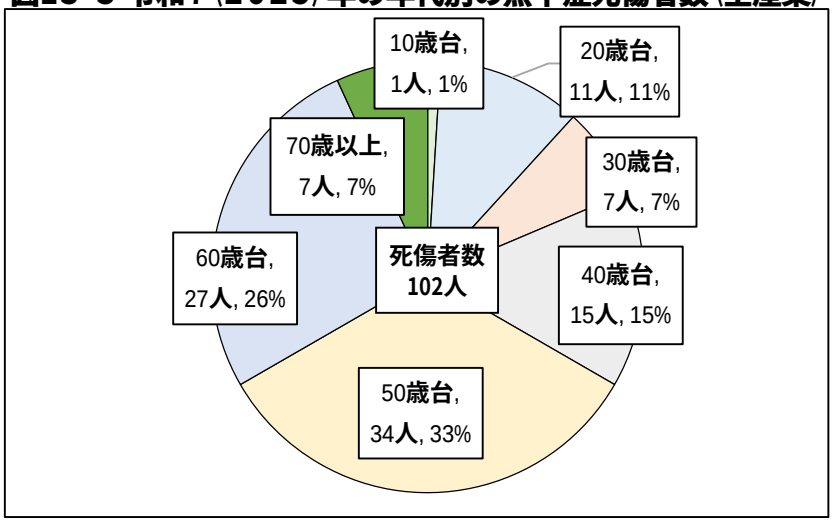
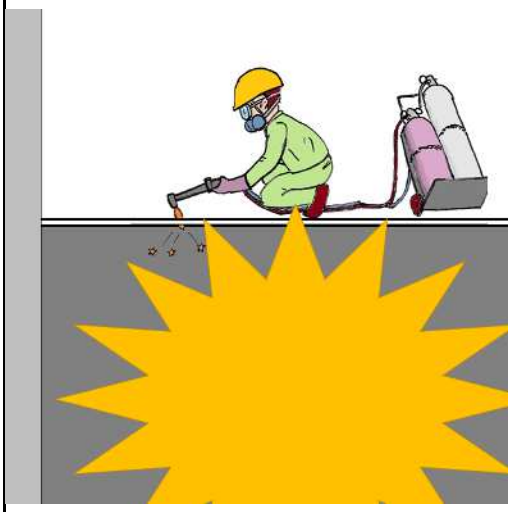
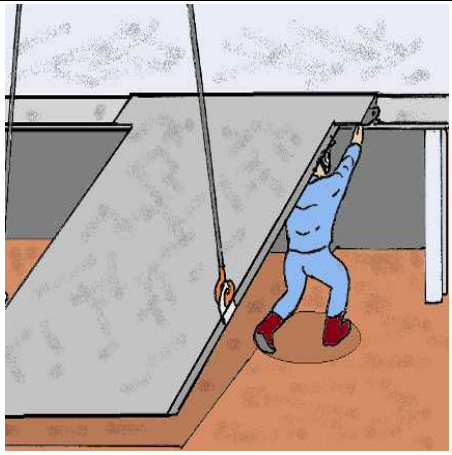


図13-3のとおり、全産業における令和7年の年代別の死傷者数をみると、50歳台が最も多く34人（33%）となっている。例年50歳台以上の被災者の割合が65%以上となっていることから、高年齢労働者に対し、より一層の対策･配慮が必要な状況となっている。令和6年規則改正の熱中症対策のほか、平成29年以降展開している「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の取組を行う必要がある。

１４　令和７年　建設業における死亡災害の概要

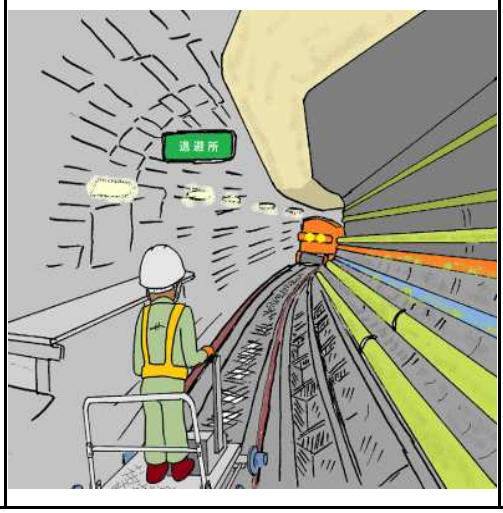
番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	2月 9時頃	その他の建設業 1～9人 40～44歳	コンベア はさまれ、巻き込まれ	【発生状況】 ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の倉内から発見され、死亡が確認されたもの。 【災害防止のポイント】 ① 元方事業者とコンベヤー管理事業者との間（それぞれの関係請負人を含む）で、あらかじめ、日々の工事時間帯、コンベヤー稼働時間帯等具体的な情報の共有を行う。 ② コンベヤー上の作業者がコンベヤーに巻き込まれることを防止するため、無線機、携帯電話等により工事関係者とコンベヤー設備管理者との連携を常時確保し、退避確認の合図等を定める。 ③ 異常事態発生時にコンベヤーの稼働を即時停止できるような連絡体制を確保する。
2	3月 14時頃	建築工事業 1～9人 35～39歳	建築物、構築物 飛来、落下	【発生状況】 住宅解体工事現場において、高さ2.7mのコンクリート塀の取り壊し作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡したもの。 【災害防止のポイント】 ① 工作物の倒壊による危険を防止するために、あらかじめ、工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行う。 ② 上記①の作業計画は、作業の方法及び順序、使用する機械等の種類及び能力、控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁の倒壊による危険を防止するための方法を示したものとする。 ③ コンクリート等で作られた壁、塀等を解体もしくは破壊する場合には、不意の倒壊を防止するための控え、やらず等を設ける。
3	3月 15時頃	土木工事業 1～9人 35～39歳	不整地運搬車 墜落、転落	【発生状況】 河川改修工事で、被災者が不整地運搬車を操作し、土のうを運搬していたところ、護岸脇の通行路から河川側の段差（高さ約1m）を落下し死亡したもの。 【災害防止のポイント】 ① 不整地運搬車の運転の業務についての技能及び知識の向上を図る。 ② 不整地運搬車を使用する際には、あらかじめ、場所の広さ、地形、不整地運搬車の種類、能力及び荷の種類と形状に適応する作業計画を定め、これにより作業を行わせる。 ③ 不整地運搬車を使用する作業については、作業指揮者を定め、上記②の計画に基づき、作業を指揮させる。 ④ 不整地運搬車が作業中、法面等から転落するおそれがある時は、車止めを設ける等転落防止の措置を講じさせるか又は、誘導者を配置してその者による誘導により作業を行わせる。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	4月 12時頃	建築工事業 1～9人 45～49歳	有害物 有害物等との接触	【発生状況】 共同住宅の原状復旧工事において、浴室（ユニットバス）で有機溶剤を含有する洗浄剤をウエスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡したもの。 【災害防止のポイント】 ① 屋内で有機溶剤を取り扱う業務については、窓等の開放を行うとともに、ブロアー等で強制換気等を行い、有効な呼吸用保護具の使用を徹底する。 ② 屋内作業において、有機溶剤を用いる洗浄作業は有機溶剤作業主任者を選任し、ばく露防止のための換気方法、作業方法等を事前に検討する。 ③ 有機溶剤を取り扱う作業を行う前に化学物質のリスクアセスメントを行い、ばく露のリスク低減のための代替物質への変更の検討を行うほか、必要により作業者に有機溶剤中毒防止の安全衛生教育を行う。 ④ 元請は作業場の巡視を行い、下請に対して、有機溶剤作業における換気の方法、保護具の適切な選択と使用、安全衛生教育などについて指導援助を行う。
				
5	4月 10時頃	建築工事業 1～9人 50～54歳	可燃性ガス 爆発	【発生状況】 被災者は、1階床スラブ鋼板デッキプレートのガス溶断作業を行ったところ爆発し、コンクリート床材などが周囲に吹き飛び、爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれたもの。また、爆風で吹き飛んだコンクリート片などにより、周辺で作業していた4人が負傷した。地中から湧出したメタンガスが地下ピットのコンクリートとビーコン穴の隙間からピット内に流入し、爆発下限界に達していたものと推定される。 【災害防止のポイント】 ① 工事場所の地質等の状況に応じて、適切なセーフティアセスメントを行い（ボーリング調査時にメタンガス等可燃性ガスの有無も積極的に調査すること）、その結果、安全が確保できないときは発注者と協議し、計画変更を行う。 ② 工事開始前の社内審査体制を確立し、周囲の状況調査等知り得たところに適応する作業計画となっているか確認する（ガスの種類に応じたガス検知器を必要数備え付けて使用すること、強制換気を行うことなど）。 ③ 溶接作業等火気を伴う作業の前には、ガス検知器により危険なガス蒸気の存在の有無を確認し、可燃性ガス等が充満しているおそれがある場所では、着火源となりうる溶接等の作業は行わない。
				
6	5月 14時頃	土木工事業 1～9人 30～34歳	玉掛用具 飛来･落下	【発生状況】 温泉掘削工事現場において、さく井機本体の解体前の工程で、さく井機のやぐらにピン止め固定された鉄板を取り外す作業中、被災者と同僚が鉄板のつりピースに玉掛け、移動式クレーンで地切りして、ピンを抜いたところ、鉄板が被災者側に傾き、激突したもの。 【災害防止のポイント】 ① つり荷の下方に立ち入って作業は行わない。やむを得ず立ち入る場合は、つり荷の落下防止措置を行う。 ② 荷の設置状況の把握、固定の解除等を考慮した人員配置の検討、作業手順を作成し、あらかじめ周知を実施するとともに、リスクアセスメントを実施して作業に伴う危険性を事前に排除する。 ③ 重量物である荷をつり上げるときは、玉掛け作業の安全に係るガイドラインに基づき、荷の形状や安定性を考慮して作業を行う。
				

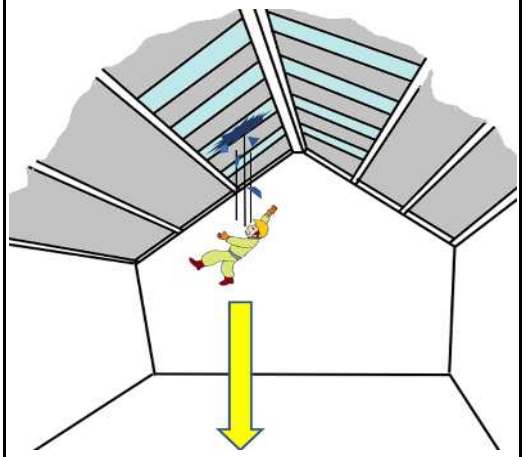
<table>
<tr><th>番号</th><th>発生月
発生時刻</th><th>業種
事業場規模
年齢</th><th>起因物
事故の型</th><th>発生状況
災害防止のポイント</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>5月
16時頃</td><td>土木工事業
1～9人
70～74歳</td><td>トラック
はさまれ･巻き込まれ</td><td rowspan="2">【発生状況】
ゴルフ場内の枯木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックが逸走し、その後脱輪により横転した。※サイドブレーキはかけていたが、輪留めはなし
トラック逸走時、トラックの横転により解体用つかみ機が荷台から転落、解体用つかみ機に乗っていたオペレーターはその場にあった立木との間にはさまれて死亡したもの。

【災害防止のポイント】
① セーフティローダーダンプへの積込み･積み下ろし作業は、必ず平坦な安定した場所に車両を停車して行う。
② 運転席から離れる際には、サイドブレーキを十分に引き、適切な規格の輪止めをタイヤに密着させて設置する。
③ やむを得ず坂道で積込み等作業を行う時は、運転手が車両に乗った状態で行う。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>5月
16時頃</td><td>土木工事業
1～9人
75～79歳</td><td>トラック
墜落、転落</td><td rowspan="2">【発生状況】
ゴルフ場内の枯木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックが逸走し、その後脱輪により横転した。※サイドブレーキはかけていたが、輪留めはなし
トラックを止めるため運転席に乗り込もうとした作業員が横転したトラックと地面にはさまれ死亡したもの。

【災害防止のポイント】
① セーフティローダーダンプへの積込み･積み下ろし作業は、必ず平坦な安定した場所に車両を停車して行う。
② 運転席から離れる際には、サイドブレーキを十分に引き、適切な規格の輪止めをタイヤに密着させて設置する。
③ やむを得ず坂道で積込み等作業を行う時は、運転手が車両に乗った状態で行う。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>7月
14時頃</td><td>土木工事業
30～49人
25～29歳</td><td>軌道装置
激突</td><td rowspan="2">【発生状況】
シールドトンネル内部（発進立坑から約1ｋｍ地点）において、シールドトンネル先端から発進立坑へ戻る機材運搬車と、発進立坑からシールドトンネル先端へ向かう電動式台車が衝突し、電動式台車を運転していた被災者が負傷し、病院に搬送されたが死亡したもの。

【災害防止のポイント】
① 状況に応じてあらかじめ信号装置の表示方法を定めて信号装置を設け、関係労働者に周知する。
② 軌道装置の運転者への合図について、合図者の立つ位置や合図の方法を定め、関係作業者に周知徹底し、定められた位置や方法で合図が行われていることを定期的に点検して確認する。
③ 軌道装置で使用するバッテリーカー等の動力車の運転は、動力軌条運搬車等の運転業務に係る特別教育を受けた者に行わせる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>発生月
発生時刻</th><th>業種
事業場規模
年齢</th><th>起因物
事故の型</th><th>発生状況
災害防止のポイント</th></tr>
<tr><td>10</td><td>7月
13時頃</td><td>建築工事業
1～9人
25～29歳</td><td>屋根、はり、もや、けた、合掌
墜落、転落</td><td>【発生状況】
工場の明り取り用の屋根材の交換作業を同僚とともに行っていた被災者が、取替前のアクリル板（縦1m、横3.7m）の屋根材を踏み抜き、工場内のコンクリートに約17m墜落したもの。

【災害防止のポイント】
① スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う際に、踏み抜きにより危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講じる。
※ 防網を張る等の「等」には親綱を配置し、墜落制止用器具を使用させることも含む。
② 作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業が発生したときは、職長と元方事業者職員が協議し、承認を得てから作業を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>11</td><td>7月
13時頃</td><td>土木工事業
1～9人
45～49歳</td><td>トラック
激突され</td><td>【発生状況】
傾斜地において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にドラグ･ショベルを積込む作業中、荷台を定位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、前輪が浮き、輪留めを超えて当該車が逸走した。
被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡したもの。

【災害防止のポイント】
① セーフティローダーダンプでの積込み･積み下ろし作業は、必ず平坦な安定した場所に車両を停車して行う。
② 運転席から離れる際には、サイドブレーキを十分に引き、適切な規格の輪止めをタイヤに密着させて設置する。
③ やむを得ず坂道で積込み等作業を行う時は、運転手が車両に乗った状態で行う。</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>12</td><td>7月
14時頃</td><td>その他の建設業
1～9人
55～59歳</td><td>高温･低温環境
高温･低温の物との接触</td><td>【発生状況】
農業用ハウス内の配管設備工事において、昼休憩を取り午後1時から作業を再開した。30分後、被災者が気分が悪そうにしていたので、同僚が車両の日陰で休憩するよう促し、その後、様子を見に行ったときに倒れており、病院に搬送され入院加療中であったが、2か月半後に死亡したもの。

【災害防止のポイント】
① 暑さに慣れていない時期に屋外作業に従事させる場合、十分な休憩をとり、1週間程度かけて身体を慣らす。
② 体調不良者を把握した場合は、ためらうことなく救急車を呼び、病院へ搬送する。
③ JIS規格に適合したWBGT指数計を現場に準備し、計測結果を活用する。
④ 健康診断結果に基づき、医師の意見を聴き人員配置を行う。
⑤ 睡眠不足、体調不良等が熱中症の発症に影響することを踏まえ、労働者に対して体調管理に留意するよう指示する。</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>発生月
発生時刻</th><th>業種
事業場規模
年齢</th><th>起因物
事故の型</th><th>発生状況
災害防止のポイント</th></tr>
<tr><td>13</td><td>9月
14時頃</td><td>建築工事業
1～9人
45～49歳</td><td>開口部
墜落、転落</td><td>【発生状況】
地上3階建て倉庫の解体工事現場で、2階フロアの什器類の片付け中に、本工事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開口部から、高さ約6．4m下方の1階の床面上に墜落した。
災害発生時、開口部には墜落及び飛来落下の防止のため、残置物のロッカー2台をもって覆いとしていたが、被災者本人がそのうち1台を移動させ、墜落したもの。

【災害防止のポイント】
① 開口部には覆い、囲い、手すりなど墜落防止措置を講じること。また、容易に可動できる措置や残置物の再利用は避けること。
② 開口部を墜落防止措置を講じたときは、開口部である旨の表示を行うこと。
③ 開口部の安全対策を盛り込んだ作業計画書の策定、安全確保について事業者間の協議する組織を設けて連絡･調整を密にし、コンクリート工作物解体作業主任者の職務を的確に行う。
④ 不慣れな作業者には安全教育を徹底する。</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>14</td><td>11月
9時頃</td><td>建築工事業（木造）
1～9人
70～74歳</td><td>建築物･構築物
墜落、転落</td><td>【発生状況】
被災者は同僚と2名でアパートの2階の一室をリフォーム工事する工事に従事していたが、同僚が部材を取りに現場を離れ、被災者が現場に一人になった後、工事していた部屋の直下となる地上に意識がなく倒れている状態で通行人に発見されたもの。
被災者の傍に2階窓の手すりがあったため、手すりを取り外す作業中であったと推定。

【災害防止のポイント】
① あらかじめ、手すりを取り外したときの墜落防止措置についてリスクアセスメントを行い、その結果に基づいた作業計画を定め、それに従って作業を行う。
② 墜落制止用器具を着用するなどの墜落防止措置を講じる。</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注：イラスト･災害防止のポイントについては実際の災害の状況と異なることがあります。

15

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1)注文者等の配慮　R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大　R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3)業務上災害報告制度の創設　R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4)個人事業者等自身への義務付け　R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5)作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け　R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

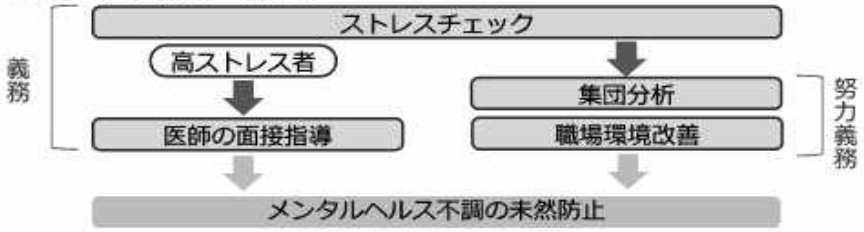
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保　公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



（2）営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知　R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等（※）での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられした。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

（3）個人ばく露測定の精度担保　R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

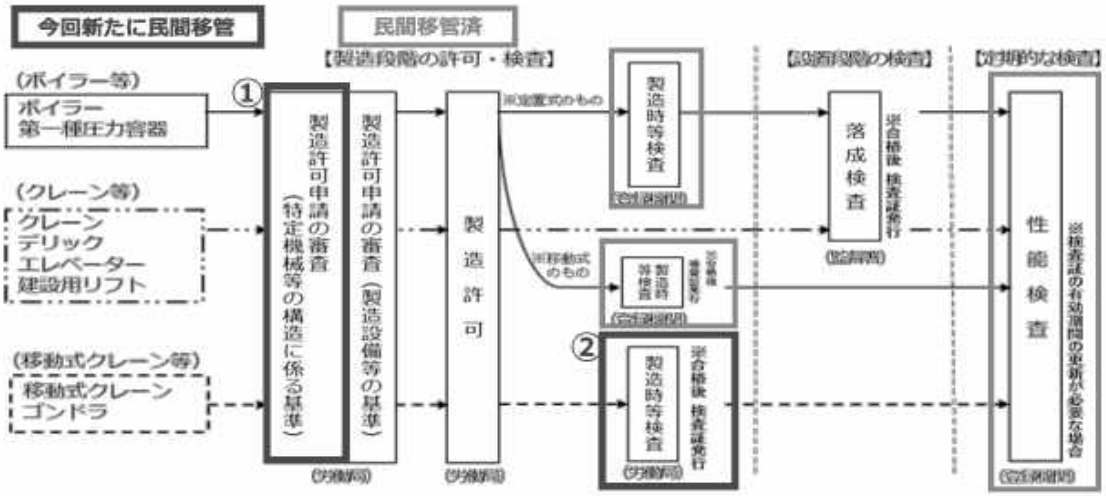
4 機械等による労働災害防止の促進等

（1）特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し　R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーンなど）に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。

② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



（2）特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化　R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進　R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進　R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

安全衛生政策全般の紹介等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

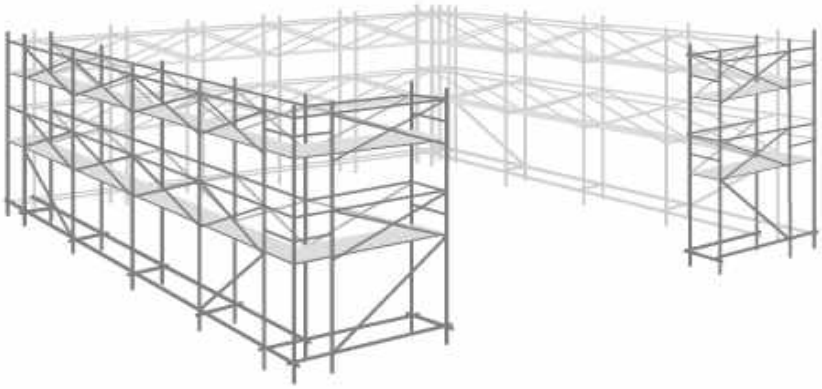
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

R7.6作成

16

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則　令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和５年10月１日（一部規定は令和６年４月１日）から順次施行します。

改正のあらまし

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が１メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

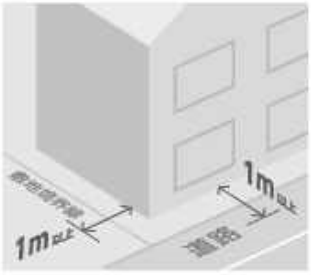
安衛則第 561 条の 2（新設）

R6.4.1 施行

令和６年４月１日以降、幅が１メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が１メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が１メートル以上ある箇所のこと。

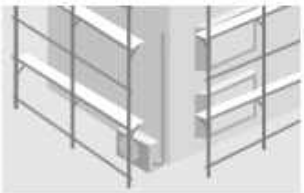
●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点



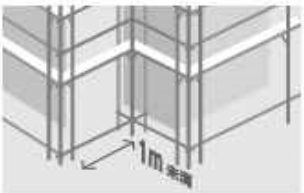
足場設置のため確保した幅が１メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が１メートル以上の箇所」を確保してください。

●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を２本設置することが困難なとき



・建築物の外面の形状が複雑で、１メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を２本設置することが困難なとき



・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

＜留意点＞
足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を１本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、第 655 条

R5.10.1 施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者

・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者

・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1 施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

＜留意点＞
足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

17

手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え　足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和５年12月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介します。



改正のポイント

1　くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追記しました。

2　近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。

3　足場の部材に関する最新の技術基準を反映

親綱機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトで確認→

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

● 手すり先行工法とは

建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法です。

働きやすい安心感のある足場とは

P6,7 に記載する留意事項のほか、より安全な作業を行えるように必要な次の措置を講じた足場を言います。わく組足場については以下の２つの□又は◇の措置が必要です。

□交さ筋かい及び高さ 15cm~40cm の下桟又は高さ 15cm 以上の幅木（これらと同等以上の機能を有する設備）

□上桟（これらの措置と同等以上の機能を有する手すりわく）

◇防音パネル、ネットフレームの設置等（□と同等の措置）

わく組足場以外の足場については、右記二次元コードより確認ください。その他、墜落災害の防護のための安全ネット、飛来・落下防止のためのメッシュシート又は防音シートを設置しましょう。

強風等の悪天候時に作業を中止する場合にあっては、メッシュシート及び防音シートを折りたたむ等の足場の倒壊等を防止する措置を講じるよう努めましょう！

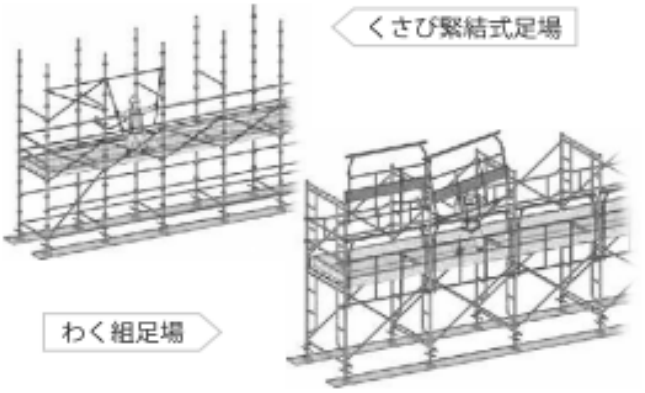
安全ネット等の性能、使用方法はこちらから▶

手すり先行工法の種類

手すり据置き方式

●足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据え置き型の手すり又は手すりわく（据置手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に設置する方式

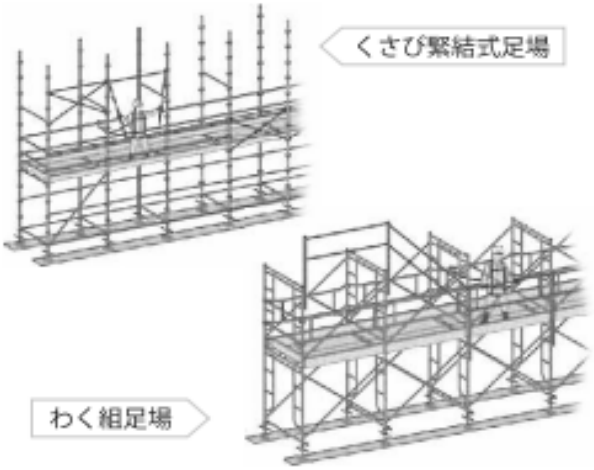
●据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取り外しができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置される



手すり先送り方式

●足場の組立等の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すり又は手すりわく（先送り手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式

●先送り手すり機材は最上層のみに設置されることが一般的



手すり先行専用足場方式

●鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等であって、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができる構造の手すり先行専用のシステム足場による方式



性　能

使用方法

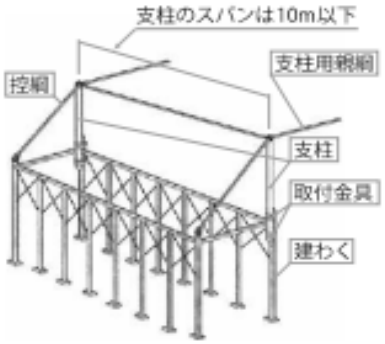
要求性能墜落制止用器具を取り付ける機材

●支柱用親綱は、下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。
①金具等（フック）が荷重11.5kNまでに破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。
②荷重の最大値が14.0kN以上であること。



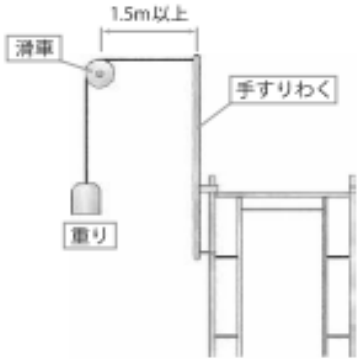
●その他、親綱機材の必要な性能はこちら

●製造者が定める使用方法等により使用すること。
●支柱の取り付け等は、次に定めるところによること。
●その他、必要な情報はこちら。
親綱機材・支柱用親綱・緊張器等の使用方法



据置手すり機材と先送り手すり機材

●下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。
①水平移動量が100㎜以下であること。
②強度：水平移動量が45㎝以下で、かつ、重りを30秒間保持できること。



●その他、手すりわくの必要な性能はこちら

●くさび緊結式足場用先行手すりの性能はこちら

据置手すり機材は、次に定めるところにより使用
●交さ筋かいを取り外して使用する据置手すり機材にあっては、足場の片側構面に設置し、他の構面には交さ筋かいを設置すること。
●要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること。
●以下それぞれの使用方法及び製造者が定める使用方法等により使用すること

手すりわくの使用方法

くさび緊結式足場用先行手すりの使用方法

先送り手すり機材は、次に定めるところにより使用
●足場の組立て等の作業が行われている足場の最上層に設置すること。
●足場の片側又は両側の構面に設置すること。
●わく組足場に使用する場合は、交さ筋かい及び下桟又は15センチメートル以上の幅木を設置した後でなければ上下スライドさせてはならないこと
●くさび緊結式足場に使用する場合は、手すり及び中桟を設置した後でなければ上下移動させてはならないこと
●要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること
●製造者が定める使用方法等により使用すること

手すり先行専用足場

●鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等については、同規格に定める性能を有するものであること。

手すり先行専用足場は、次に定めるところにより使用
●製造者が定める使用方法等により使用すること。
●要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること

● 事前調査、各計画の策定により施工計画を策定し、

事前調査

次の事項の調査を行い、その状況を確認

＜敷地内調査＞
□敷地内の建築物等の有無及びその状況
□敷地の広さ、形状、傾斜、土質等の状況
□敷地使用上の制約、障害物の存在等
□その他足場の設置に関して必要な事項

計　画

足場計画

次の事項を明らかにした足場計画を策定
□足場の種類、足場の組立て等の作業方法
□構造（丈夫で安心感のある構造）
□設計荷重（足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定）
□最大積載荷重（足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定める）
□機材（足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認）
□組立図（各部材の配置、寸法、材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成）
□点検（点検頻度、実施体制、結果の記録・保存・保存期間）

点検に関する改正労働安全衛生規則（令和5年10月施行）の情報はこちら▶



機材管理計画

次の事項を明らかにした機材管理計画を作成
□機材の点検（組立て・変更の作業前に）
□規格への適合の確認（鋼管足場用の部材及び附属金具の規格等）
□経年管理の確認（参照：平成8年4月4日付け基発第223号の2「経年仮設機材の管理について」）



仮設備計画

次の足場に関連する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成
□安全に昇降するための仮設備
□飛来落下を防止するための仮設備
□照明を確保するための仮設備
□電源を確保するための仮設備
□その他必要な仮設備

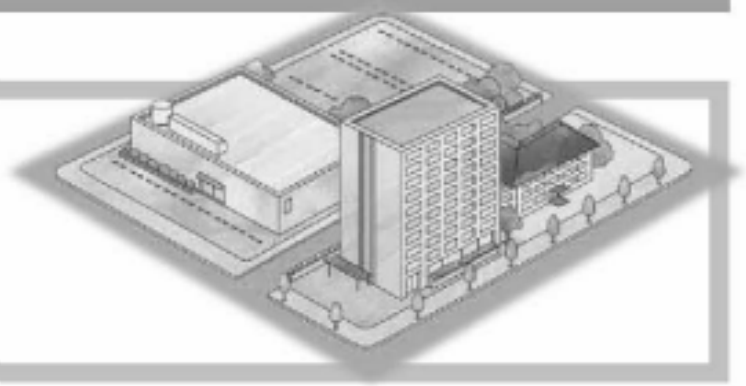
工 程 表

足場を使用する作業・足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成

□各作業に関する工程
□安全衛生管理に関する工程
□各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

④

関係労働者に周知しましょう！



＜周囲の調査＞
□敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況
□架空電線の有無及びその状況
□崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況
□道路、交通量、交通規制等の状況
□工事施工上の制約等
□その他足場の設置に関して必要な事項

機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械を使用する時は、次の事項を明らかにした機械計画を作成
□機械の設置（①使用する機械の種類、能力及び必要台数
②使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間
③使用する機械の搬出入の方法
④その他機械の設置に必要な事項）
□機械の使用（①機械の作業範囲及び作業方法
②機械の運行経路③機械の運転中に立入りを禁止する方法又は誘導者を配置する方法④その他機械の使用に必要な事項）



作業計画

足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成
□足場の組立ての作業の準備（障害物等の除去方法、架空電線の防護方法、足場の基礎地盤の整備方法、周辺道路、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法、機材等の搬入及び仮置き方法、その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項）
□足場の組立ての作業（①足場を構成する部材の取付けの方法及び手順②朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及び手順③階段及び踊り場の設置方法及び設置手順④出入口等の補強方法及び補強手順⑤機械の作業方法等に応じた作業手順⑥その他足場の組立ての作業に必要な事項）
□足場の解体の作業（①取り付けたすべての部材等の取りはずし順序及びそれぞれの部材等の取りはずし手順②機械の作業方法等に応じた作業手順③その他足場の解体の作業に必要な事項）
□足場の変更の作業（①足場の変更に関する承認方法②一時的変更の場合における復元の時期及び確認方法③足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法④その他足場の変更の作業に必要な事項）

安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成
□安全衛生管理体制
□安全衛生教育
□安全衛生活動



策定した計画に基づき、前のページで紹介した手すり先行工法の使用方法を確認し作業を行いましょう。
計画を変更する必要が生じた場合は、事前に関係者と十分に検討を行い、変更した計画を関係労働者に周知しましょう！

5

● 手すり先行工法を用いた足場の組立て等作業に当たり留意すべき事項

1．足場の構造上の留意事項

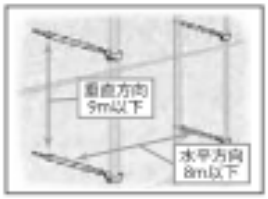
布

□足場のはり間方向の脚柱の間隔と床材の幅の寸法を原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と脚柱との隙間が、原則として12センチメートル未満になるように設置すること
□床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックすること

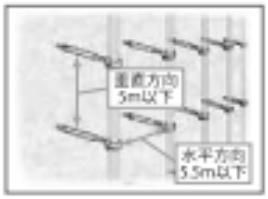


壁つなぎ

□壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付けること
□壁つなぎ用のアンカーは、専用のものを用いること。なお、後付けアンカーの場合、必要な引抜強度を確保すること
□壁つなぎとして鋼管を躯体のH形鋼等に鉄骨用クランプを用いて設置する場合にあっては、鋼管1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所で取り付けること



わく組足場
□壁つなぎの間隔を垂直方向9メートル以下、水平方向8メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること



くさび緊結式足場
□壁つなぎの間隔を垂直方向5メートル以下、水平方向5.5メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

脚部

□足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分に突き固め、敷板等を敷き並べること

わく組足場
□建わくの脚柱の下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さを揃えること

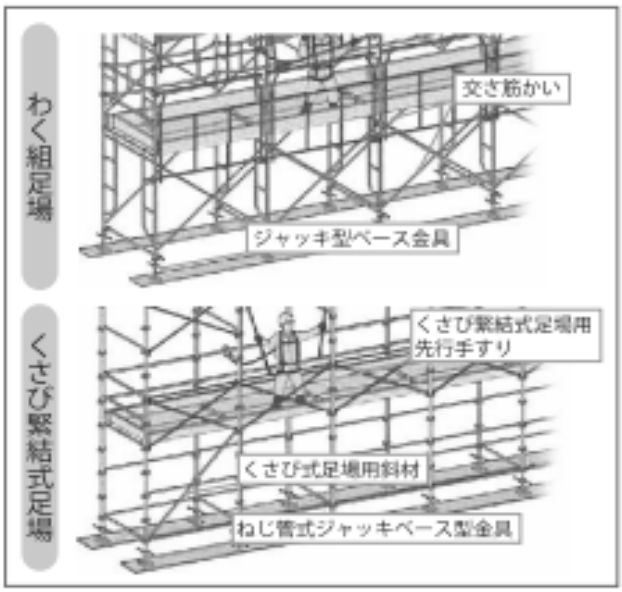
くさび緊結式足場
□支柱の下端にねじ管式ジャッキベース型金具を配置し、支柱の高さを揃えること

筋交い

□建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックすること

わく組足場
□交さ筋かいを原則として外側及び躯体側の両構面に取り付けること

くさび緊結式足場
□くさび緊結式足場用先行手すり又はくさび式足場用斜材を取り付けること



2．足場の組立て等の作業における留意事項

作業時期等の周知

□足場の組立て等の作業に係る時期、範囲及び順序を関係労働者に周知すること

立入禁止

□足場の組立て等の作業を行う区域内には、関係労働者以外の立入りを禁止すること

手すり先行の徹底

□手すりが先行して設置されていない作業床及び手すりが取り外された作業床には乗ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること

要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱の設置等

□足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す場合は、水平親綱を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させること。また、要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱を設置するときは、リーフレットP3の要求性能墜落制止用器具の性能・使用方法を確認すること

つり網等の使用

□機材等を上げ下ろしするときは、つり網、つり袋、荷揚げ用のウインチ、荷揚げ用のリフト等を労働者に使用させること

特別教育の実施

□足場の組立て等の作業に係る業務に就く労働者に対しては、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の特別教育を実施すること。また、足場を使用する作業に就く労働者に対しては、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務の特別教育を実施するよう努めること

要求性能墜落制止用器具の使用

□足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す箇所においては、労働者に要求性能墜落制止用器具を装着させるとともに、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備に、当該要求性能墜落制止用器具を確実に取り付けさせること。また、使用に当たっては、「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とすること

□なお、要求性能墜落制止用器具の選定、使用方法等については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）に基づいて対応すること

悪天候時の作業の中止

□強風時等の悪天候が予想されるときは、足場の組立て等の作業を中止すること

作業主任者の選任

□足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者を選任し、その者に安衛則第566条の職務を行わせるとともに、関係労働者が不安全行動を行わないよう監視させること

足場の変更

□足場を変更する場合は、作業計画で定めた変更の方法等に基づき、変更の作業を行うとともに、一時的に変更した部材等は必ず復元すること

3．足場の点検等に関する留意事項

点検等の実施体制

＜点検者の指名＞

□安衛則第567条に基づき点検者を指名すること

□足場の組立て作業後の点検の実施者は、

・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者

・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築であるものに限る。）等の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第1項に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者

・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を受けた者

等十分な知識、経験を有する者を指名

＜点検表の作成＞

□足場の組立て作業後の点検は足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成する

＜点検・補修結果等の記録及び保存＞

□作成した点検表により点検者の氏名、点検結果、補修の内容等を記録し、必要な期間保存すること

点検等の実施

＜足場の組立て等の作業の監視＞

□足場の組立て等作業主任者に安衛則第566条に規定する作業の進行状況等の監視

□手すり先行工法の機材や要求性能墜落制止用器具を取り付ける機材等の監視

＜足場の組立て等の作業後の点検＞

□足場の組立て等の作業を行った後、指名された点検者は、作成した点検表をを用いて安衛則第567条第2項に規定する点検を実施

□安全ネット等の設置状況についても点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修

＜作業開始前点検＞

□足場を使用する作業を開始する前に、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から点検者を指名し、安衛則第567条第1項の点検を実施

足場等の種類別点検チェックリストを活用しよう。▶

4．足場を使用する作業等における留意事項

□足場を使用する作業等は、点検後に開始すること

□作業床には、最大積載荷重を超えて積載してはならないこと。

□わく組足場の建わくを昇降する行為やくさび緊結式足場の支柱を昇降する行為等の足場上での不安全行動を行わないことを安全衛生教育等により関係者に周知すること。

□作業床の端に手すり等が設置されていない場合は、足場を使用する作業等を行ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること

□強風時等の悪天候が予想されるときは、足場を使用する作業等を中止すること。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために
安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～ 2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

（1）元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

（2）下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

（3）契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

（4）契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は
下記HPをご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

安全衛生経費についてのお問い合わせ先
国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号　03（5253）8111（内線24813、24816）

問合せ先

手すり先行工法等ガイドラインについて 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署　所在案内　検索

(2024.6)

18

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を　27年７月１日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年７月１日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1　足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実　▶P２

◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。

2　足場の組立てなどの作業に特別教育が必要　▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3　足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要　▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4　足場の作業床に関する墜落防止措置を充実　▶P５

◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5　鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し　▶P７

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を２本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」　▶P７

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実　▶安衛則第564条

（1）足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全帯取付設備の設置など

つり足場、張出し足場、高さが２ｍ以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の措置がいずれも必要です。

①**困難な場合※1を除き、幅40cm以上の作業床**を設置してください。

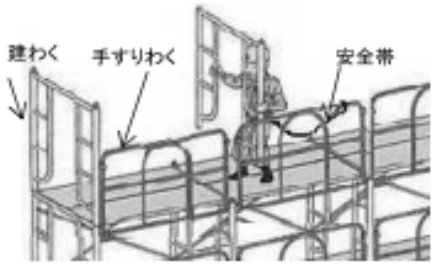
②**安全帯を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全帯を使用**させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けるとき、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板２枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

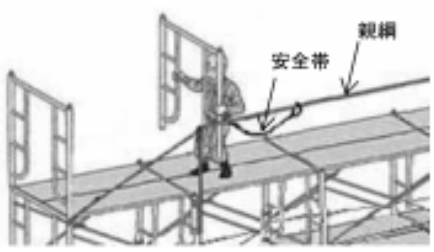
安全帯を安全に取り付けるための設備（安全帯取付設備）

安全帯取付設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもののことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。

【手すり先行工法】
手すりに安全帯を取り付ける



【親綱支柱と親綱】
親綱に安全帯を取り付ける



▶墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年３月31日付け基発0331第９号）

<留意点>
安全帯取付設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第８号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

（２）その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが２ｍ以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、（１）の措置に加えて次の措置が必要です。

①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要　▶安衛則第36条、第39条

平成27年７月１日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、**特別教育が必要**になります。

※「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目　「安全衛生特別教育規程」

科　目	時　間	時　間 （現在業務従事者）
1　足場及び作業の方法に関する知識	３時間	１時間30分
2　工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3　労働災害の防止に関する知識	１時間30分	45分
4　関係法令	１時間	30分

▶平成27年７月１日現在、業務に就いている方◀

平成27年７月１日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について**上表の時間欄の右側の時間**とすることができます。
また、７月１日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

－経過措置－
現在業務従事者の方には平成29年６月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第１条各号に掲げる方
③とびの１級または２級の技能検定に合格した方
④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の２

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事が終了するまでの間、保管してください。
※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

＜留意点＞

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

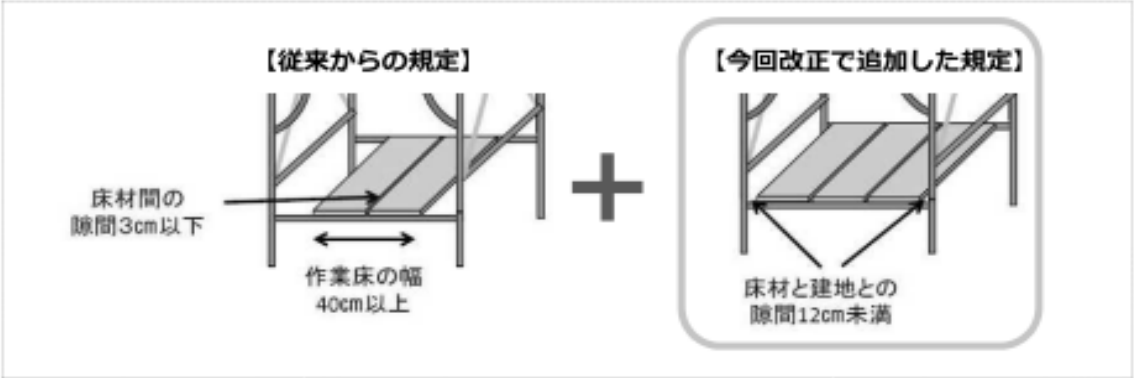
作業構台の場合：

「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中桟等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実　▶安衛則第563条

（１）床材と建地との隙間

足場での高さ２ｍ以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。
（一側足場、つり足場を除く）



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

<留意点>

①床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。

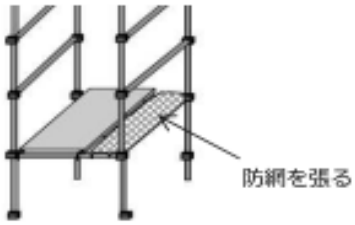
②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合

②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

上記①、②の場合に、**建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでふさぐ墜落防止措置をとったとき**には、この規定は適用されません。



【約60㎝の腕木に幅40㎝の床材の例】

<留意点>
ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－
はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月１日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

（2）足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の２点を追加しました。

①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。

②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならない**こと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、
①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の桟もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく
わく組足場以外の足場については、
①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の桟またはこれと同等以上の機能がある設備（中桟等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ）と作業構台でも必要です。

<留意点>
①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
② 「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第２項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の２分の１以下の荷重）を超えないときは、鋼管を２本組とする必要はありません。

＜留意点＞

①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。

②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の２分の１以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のためのより一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年２月９日付け基安発0209第２号）を平成27年５月20日付け基安発0520第１号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

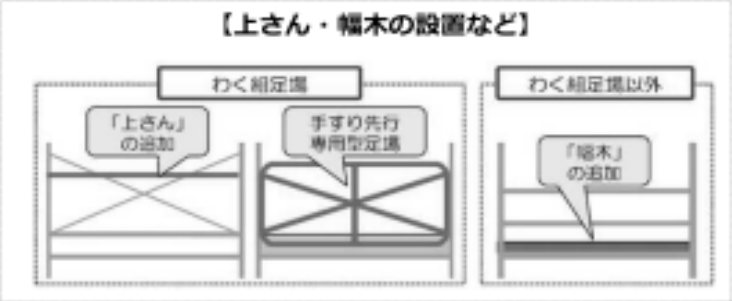
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。





（１）特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。

① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置

※ なるべく背の高い幅木にしましょう。

② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置

（２）わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

（１）足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。

（２）足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html

足場からの墜落防止対策　強化　検索

19

建設業の労働者、事業主の皆さまへ

墜落･転落災害を減らすため、はしごや脚立を安全に使いましょう！

建設業で最も多い労働災害は「墜落、転落」です。死亡災害では足場からの墜落などが代表的ですが、**休業４日以上の死傷災害**でみると**「はしご」や「脚立」等によるものが最多**です。

はしごや脚立は身近で便利な道具ですが、過去の災害事例によると、**骨折など重篤な災害が多数発生し、1月超の休業や障害が残ったり、負傷箇所によっては死亡する場合も少なくありません。**

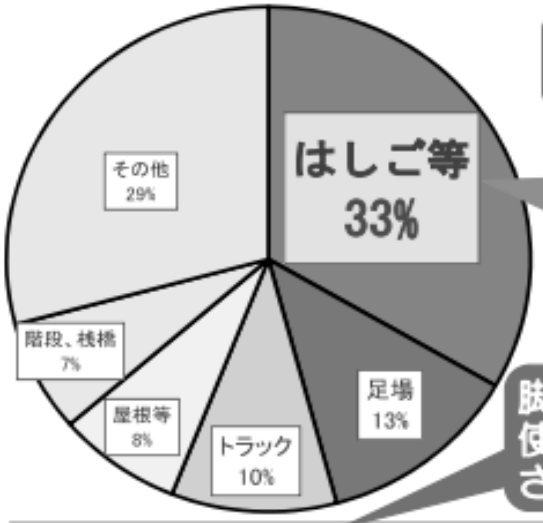
このリーフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

統計資料「はしご等(※)」に関する災害（発生状況）

※「はしご等」とは、はしご、脚立、作業台など（出展：平成31年～令和５年労働者死傷病報告）

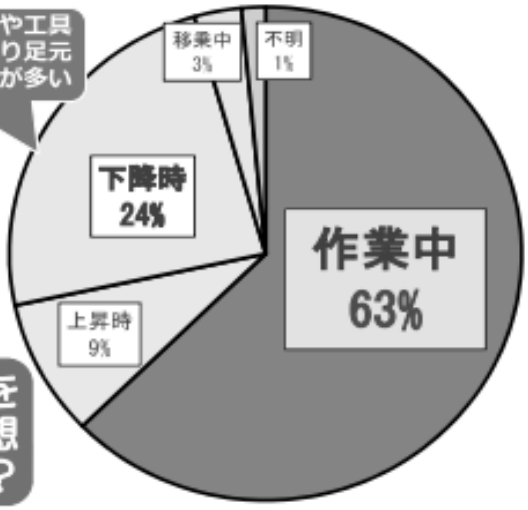
①「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い

【建設業の墜落・転落による休業４日以上の労働災害の起因物】



②「はしご等」からの墜落・転落は「作業中」が最も多く、次いで「下降時」が多い

【建設業のはしご等からの墜落・転落災害時の作業態様】



脚立やはしごを使う作業が予想されるときは？

まずはリスクアセスメント！（作業の高さ、範囲、使用工具、作業スペース等事前調査し、危険性を特定）

検討項目

- □ はしごや脚立の使用自体を避けられないか？
- □ 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか？



検討の結果、はしごや脚立を使う場合はさらなるリスク低減を！

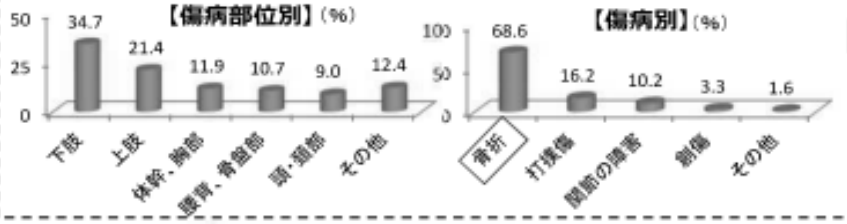
※裏面チェックポイント等を利用してリスクを低減してください

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より①

脚立に起因する労働災害の分析

参考：「菅間敦，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢が全体の半数以上を占める。

【傷病別】
骨折が全体の約３分の２を占め、重篤な災害になりやすい。

神奈川労働局管内では現在も同様の傾向です

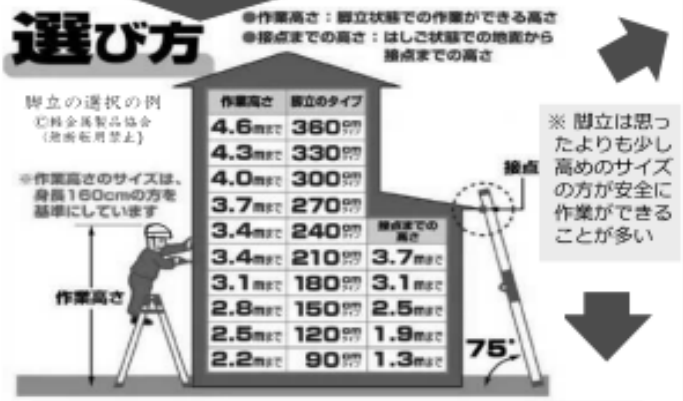
厚生労働省
神奈川労働局・労働基準監督署

Safe work KANAGAWA

(R6.3)

作業中のはしごや脚立から転落災害を減らすために！

☑ 作業高さに合うサイズのはしご、脚立を選択！



※ 脚立は思ったよりも少し高めのサイズの方が安全に作業ができることが多い

はしごの１０のチェックポイント

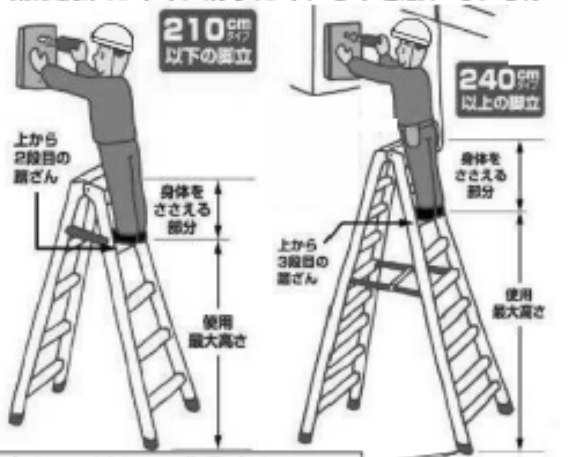
- □ はしご上での実作業を避けた作業手順となっているか
- □ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか (固定できない場合、別の者が下で支えているか)
- □ はしごの上端を上端床から60㎝以上突出しているか
- □ はしごの立て掛け角度は75度程度か
- □ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)があるか
- □ 高さが２m以上となる場合は、安全ブロック等や墜落制止用器具(ハーネス等)を使用しているか
- □ ヘルメット (脱げ防止機構が有効なもの)を着用し、あごひもを締めているか
- □ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか
- □ (はしごをボルトで取り付けている場合)ボルトが緩んだり腐食したりしていないか
- □ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはないか



※既設はしごを使うときもチェックしましょう！

脚立の１０のチェックポイント

- □ 脚立は安定した場所(水平な場所)に設置しているか
- □ 開き止めに確実にロックをかけたか
- □ ねじ、ピンの緩み、脱落や踏みさんに明らかな傷みはないか
- □ 天板上に立つ、天板をまたぐ必要のない作業手順か
- □ 荷物を手に持って昇降する必要のない作業手順か
- □ 作業の際は、2段目(3段目以下がより良い)以下の踏みさんを使用しているか
- □ 作業の際は、身体を天板や踏みさんに当て、姿勢を安定させているか
- □ 頭の真上での作業にならないか
- □ ヘルメット(脱げ防止機構が有効なもの)を着用し、あごひもを締めているか
- □ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか



※高さ２m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく墜落制止用器具(ハーネス等)も着用しましょう！

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 幅は30cm以上
4. すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
4. 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より②

建設業におけるはしごからの墜落・転落死亡災害の状況(概要)

- 約２割が２m未満の高さから墜落
- 約７割は、はしごを固定せずに使用
- 55件のうち墜落制止用器具を使用していたのは１件のみ
- 約６割が保護帽着用。このうち約３割で保護帽が脱落

資料出所：建設業における死亡災害(2011～2019)のうち、はしごを起因物とする墜落・転落災害55件を集計し分析
((独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所)

ヘルメットは脱げ防止機構があるものを！

ヘルメットの耳ひもとあごひもが固定されていない場合、転倒などで頭が振られると、あごひもが耳ひも上をすべり、ヘルメットが脱落して頭部を保護できなくなることがあります。



20

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、
以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1．安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	⭕→	**胴ベルト型（一本つり）**
②	胴ベルト型（U字つり）	✕→	×
③	ハーネス型（一本つり）	⭕→	**ハーネス型（一本つり）**

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2．墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3．「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注4)の改正）

以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。
「特に危険性の高い業務」とは、**高さが２m以上**の箇所において、**作業床を設けることが困難**な場合で、**フルハーネス型を使用して行う作業**（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令　(注2)労働安全衛生規則　(注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン　(注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について　P２～
ガイドラインについて　P４～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H30.6

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の５等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改めます。

① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定

② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → ５ページ参照

2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能（2022(平成34)年1月1日まで）																×
安全帯の規格改正（予定）					★適用日①(2月1日)												
					★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目（学科4.5時間、実技1.5時間）**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。

② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。

③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範　囲	時　間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範　囲	時　間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は７・８ページに掲載しています。

適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用　語

●自由落下距離
作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。
（右図のA）

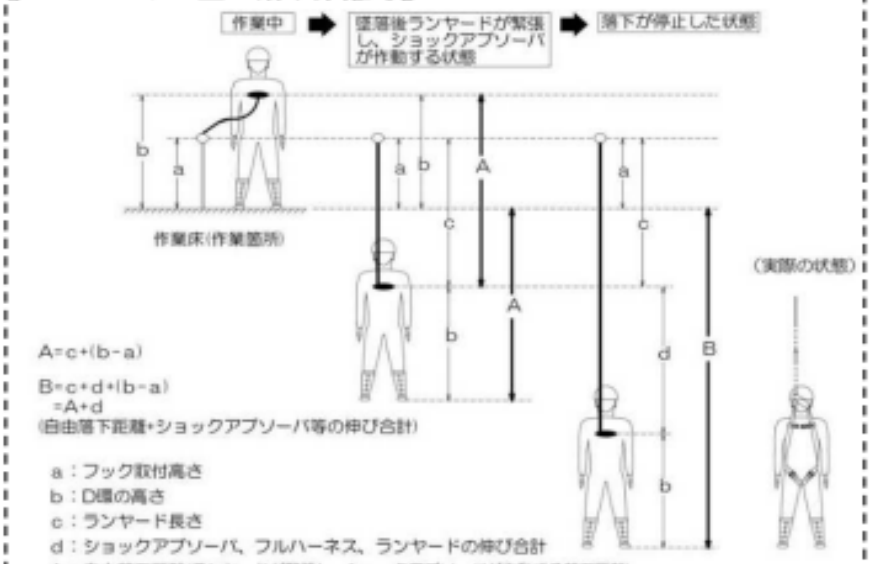
●落下距離
作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。
（右図のB）

●垂直親綱
鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

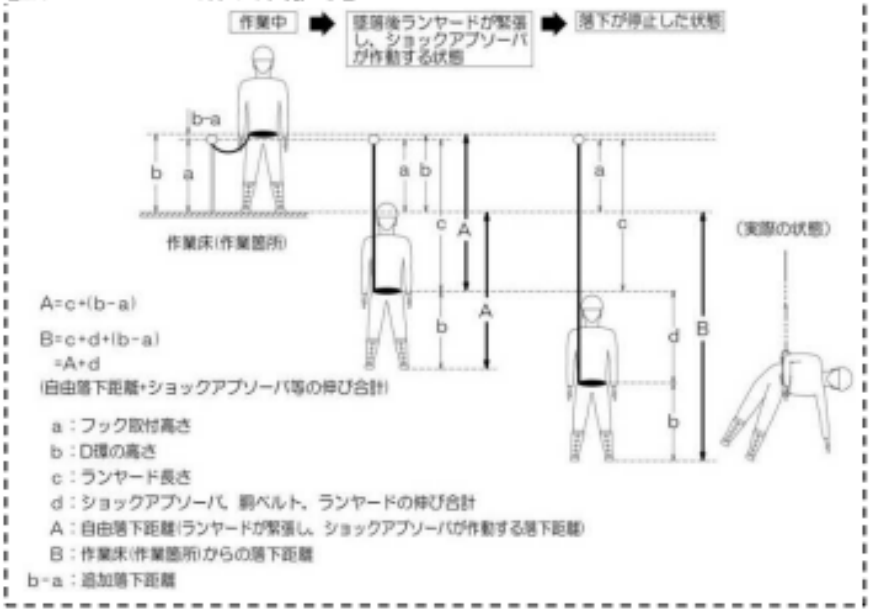
●水平親綱
水平方向に設置するロープ等による取付設備。

●ワークポジショニング作業
ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

● 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

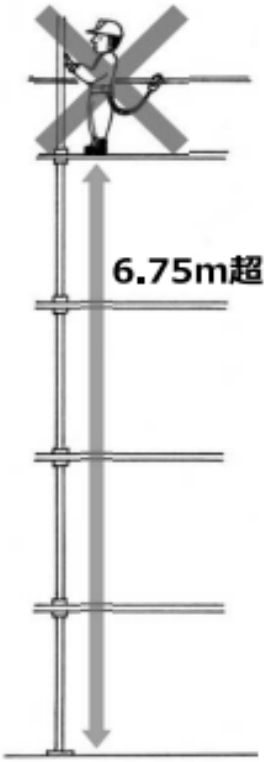
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

２m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**５m以上**、柱上作業等の場合は**２m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。** U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。
（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）

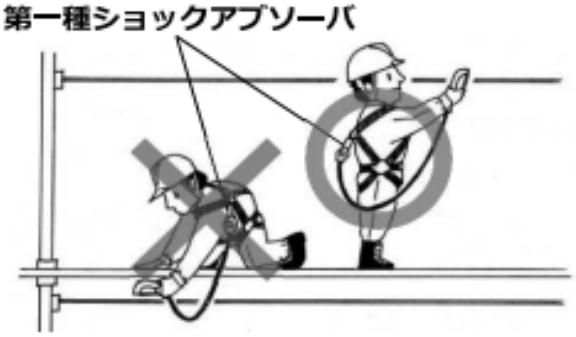


要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。（腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。）

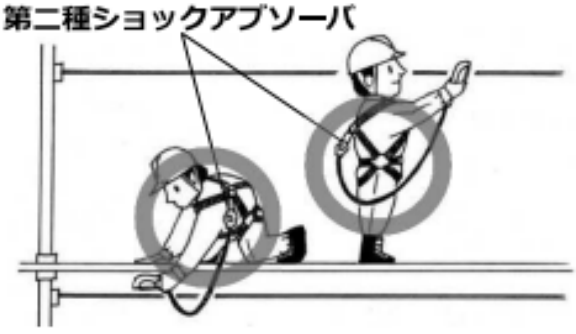
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



【 墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。

・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m（＝6.75m）以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

（※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。）

・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。

・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

（※2 ランヤードフック等の取付高さ：0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45m、ランヤード長さ：1.7m、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2m、フルハーネス等の伸び：1m程度。）

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。

・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

● 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。

● 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。

● 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。

● 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。

● 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

● 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

● 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

21

外国人労働者向け安全衛生教育教材
を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。→言語・業種ごとの一覧（裏面）もご確認ください

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/

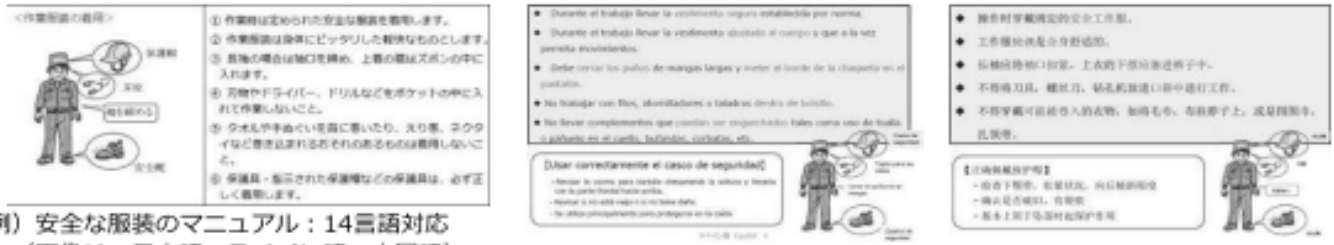


例）転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身についていません。労働災害を防止するには、雇い入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html



例）安全な服装のマニュアル：14言語対応
（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

VR教材

仮想の作業場における各種危険作業を疑似体験（VR体験）できる体験会を開催予定（無料）です。開催案内は、厚生労働省のホームページに今後掲載します。



▶ VRの紹介動画はこちらから https://www.youtube.com/playlist?list=PL1x5ZyAfDI_U-uNevLM8hsEdD1OFPOQuK

▶令和２年度の体験会はこちらから https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2020/mhlw-vr-event/index.html

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　（R3.７）

各教材の開発状況（令和３年７月時点）今後も対応言語・業種を拡大します

マンガ・動画教材（●）・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（○）

業種		言語													
		日本	英	中国	ベトナム	タガログ	カンボジア	インドネシア	タイ	ミャンマー	ネパール	モンゴル	ポルトガル	スペイン	韓国
製造業	共通	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
	飲食料品製造業 素形材産業 産業機械製造業 電気・電子情報関連産業 自動車整備業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	木材・木製品製造業（作業毎） 窯業土石（作業毎） 鉄鋼業（作業毎）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
運輸交通業	航空業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
陸上貨物運送業	共通	○	—	—	●	—	—	●	—	●	●	—	—	—	—
	フォークリフト（作業毎）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
商業	共通	○	—		—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	卸売業・倉庫業（作業毎）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	小売業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保健衛生業	介護業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
接客・娯楽	宿泊業 外食業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
清掃・と畜	ビルクリーニング業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	産業廃棄物処理業	●	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設		—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
造船・船用工業		—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
農業		—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
漁業		—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
業種横断作業毎危険有害要因毎	食品加工 鋳造 溶接 玉掛け クレーン 化学物質 化学物質管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

技能講習補助教材（■）

技能講習の種類	言語													
フォークリフト運転		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
玉掛け		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
床上操作式クレーン運転		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ガス溶接		■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用と掘削用）運転		■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—
車両系建設機械（解体用）運転		■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—
小型移動式クレーン運転		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

22

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年４月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の１、2を対象とする保護措置が義務付けられます

１　危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
２　危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※　労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の２に関して定められている以下の４つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則　・ボイラー及び圧力容器安全規則　・クレーン等安全規則　・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます。**

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とする**こと
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止する**こと
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させる**こと

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知する**こと

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
については、**事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨**されます。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第１項・第２項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の４省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

23



To reduce the risk of falling



STOP！転倒災害

プロジェクト神奈川

▶since2015



いま、職場で最も発生している労働災害を知っていますか？

答えは**転倒**による**労働災害**です。



全国で労働災害に被災する人は1年間に約13万人います。



そのうち転倒による被災者は**25%以上を占め**
2005年以降**ワースト1**の状況が続いています。

自分や家族、同僚、大事な人が

労働災害で**「痛い」「苦しい」「つらい」**思いを

することがないように

今一度、確かめませんか？**転倒災害防止**について



厚生労働省

神奈川労働局

転倒災害防止のためのチェックポイント

皆さんは、職場の状況を把握されていますか？
安全衛生活動の推進状況を確認（チェック）することにより
現在の立ち位置（社内の安全衛生水準）をしっかり把握しましょう！

	チェック項目	☑
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度とりのぞいていますか	☐
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	☐
4	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が 確保されていますか	☐
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の 危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	職場巡視を行い、通路、階段などの状況を チェックしていますか	☐
7	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	☐
8	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	☐
9	作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	☐
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	☐



確認（チェック）の結果はいかがでしたか？
もし、チェック項目に漏れがあれば
それは改善を要するところです！

ご存じかと思いますが、**自主点検の目的**とは
安全衛生活動の立ち位置、状況の確認を行い、
足りないところを補うために行うものです！



自主点検の実施
まずはチェック！

改善箇所の把握
状況確認

職場の改善
足りないところを
補おう！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

24

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、死亡災害全体の約２割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。
交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

約7割は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の４割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約２割が労働者の迎中など建設業で発生しています。運輸交通送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。

死亡災害（交通事故（道路））の業種内訳（平成30年）



（出典：H30死亡災害報告）

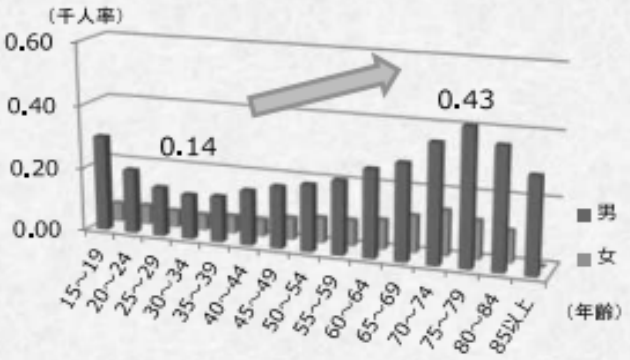
年齢があがるにつれて発生しやすくなる！

交通労働災害の発生率は年齢があがるにつれて上昇する傾向があり、年齢による身体機能の衰え（注１）も一つの要因だと考えられています。高齢者を運転業務に従事させる場合、労働者の健康や体力の状況を考慮した対策（注２）も必要です。

（注1）高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

（注2）厚生労働省は、働く高齢者の労働災害を防ぐためのガイドラインを策定し、職場環境や作業内容の見直しに加え、健康や体力の状況を把握することなどを示しています。

交通事故の年齢別発生率（千人率）



※千人率＝労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000

出典：労働者死傷病報告（平成30年）
労働力調査（基本集計・年次・2018年）

＜飲酒運転をさせないで！＞

死亡事故率の比較



出典：平成30年における交通死亡事故の特徴について（警察庁）

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合の約8倍というデータが出ており、極めて危険です。またアルコールの分解には時間がかかり、ビール１缶でも４時間ほどかかるとされています。
雇い入れ時や日常の**安全衛生教育の中で**、労働者に対して**飲酒による運転への影響を理解させる**とともに、**乗務開始前の点呼の際に、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか確認**してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮
（交通労働災害防止のためのガイドライン）

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。

・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

☑ 点呼の実施

・**疲労、飲酒、睡眠不足**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前の点呼**によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合等

・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

・荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにする。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。

・**ポスターや標語**を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇い入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

・**十分な睡眠時間**の必要性の理解
・**飲酒による運転への影響**の理解
・**交通危険予知訓練**による安全確保
・**交通安全情報マップ**による実態把握

☑ その他

・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。

・運転者に対し、**健康診断や面接指導**などの健康管理を行う。

・**異常気象や天災**の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転や一時待機**など、必要な指示を行う。

・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

・**「高視認性の安全ベスト※」、「ヘルメット」**の着用を徹底する。

・**雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故**など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

※参考：JIS T 8127（高視認性安全服）

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

・他車両からの**視認性向上**のため、**早朝や夕方の早めの点灯**を励行する。

☑ 季節・天候対策

・**積雪や路面凍結**など、**交通安全情報マップ**などを活用し、情報提供を行い、**「急ハンドル」や「急ブレーキ」など、「急」の付く動作**や**スピードの出しすぎ**に対して注意喚起する。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止するために
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html

交通労働災害防止　検索

■職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html

交通労働災害の現状と防止対策　検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

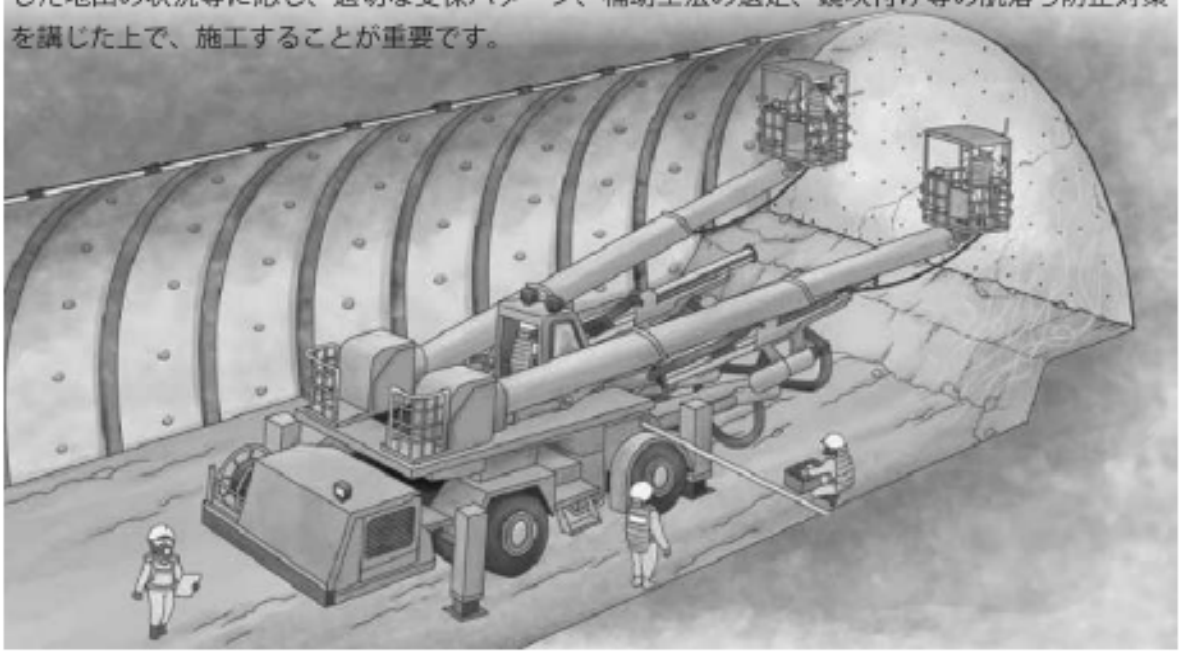
（2020.3）

25

山岳トンネル工事における肌落ち災害を防止しましょう

「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」が令和6年3月に改正されました

受・発注者間及び元請と関係請負人が緊密に連携のうえ、掘削するトンネルの規模、現場で出現した地山の状況等に応じ、適切な支保パターン、補助工法の選定、鏡吹付け等の肌落ち防止対策を講じた上で、施工することが重要です。



改正のポイント

① 発注者等が講ずべき措置を新たに記載いたしました。

② 切羽の立入に関連し特段の配慮を必要とする範囲を示しました。

③ 地山の状況に応じ適切な支保パターンを選定できるよう、事業者と発注者が連携して取り組むこととしました。

④ 適切なドリルジャンボを選定するとともに、ロックボルトを速やかに一間ずつ施工することとしました。

⑤ 切羽の自立が悪い場合においては鏡吹付けを原則実施することとしました。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の概要

【発注者等の取組】

発注者（一部設計者を含む。）においては、事業者において的確な労働災害防止措置が講じられるよう、以下の項目等について必要な措置をお願いいたします。

- 地形・地質調査の結果を踏まえた適切な設計図書の作成（切羽の自立が悪い場合※における鏡吹付けの実施を含む。）
- 設計基準等に応じた掘削工法の検討
- 現場で出現した地山の状況に応じた適切な施工のための施工者との協議・指示
- 必要な安全衛生経費の確保（施工の自動化・遠隔化技術や最新のデジタル技術の導入支援等を含む。）
- 切羽の自立が悪い場合※における、鏡吹付けの実施に係る施工者との協議・指示

※上半下半ともに鋼製支保工を建て込む場合（支保パターンⅠb-g又はDⅠ-a以下）又はそれ以外の場合であって、①鏡面から岩塊が抜け落ちる、②鏡面の押出しを生ずる、③鏡面は自立せず崩れあるいは流出、のいずれか一つでも予測される場合。

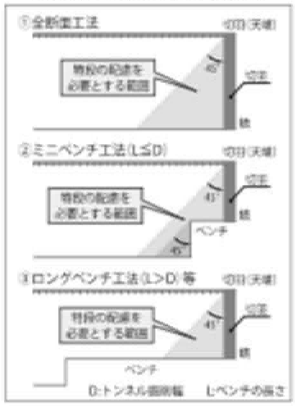
【事業者の取組】

1 切羽への立入禁止

- 切羽への立入りを原則として禁止し、真に必要がある場合のみ立ち入らせるようにしてください。
- 鏡吹付け及び一次吹付け未施工区間の素掘り面直下への立入りは厳に慎んでください。
- 天端から45度の範囲（右図参照）についても特段の配慮を必要とする範囲として可能な限り立入りを避けてください。
- やむを得ず立ち入らせる場合には、切羽監視責任者の監視のもと、立ち入る者にバックプロテクターを着用させる等の措置を講じてください。



【特段の配慮を必要とする範囲】



2 肌落ち防止計画の作成等

- 地山の事前調査を行い、その結果に適応した肌落ち防止計画を作成してください。
- 肌落ち防止計画には、①肌落ち災害防止対策、②切羽の立入禁止措置等（やむを得ず立ち入る場合の措置を含む。）、③切羽の監視方法、④切羽からの退避方法等を含めてください。
- 肌落ち防止計画を関係請負人及び関係請負人の労働者も含め、確実に周知してください。
- 切羽の観察結果等から十分な肌落ち災害防止対策ができないおそれがある場合は、発注者と十分検討を行い肌落ち防止計画を適切なものに変更してください。

3 切羽監視責任者の選任

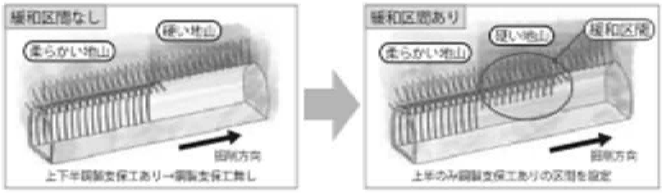
- 掘削現場に属する労働者の中から切羽監視責任者を選任し、切羽で作業が行われる間、切羽の状態を常時監視させてください。
- 監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させてください。
- 常時監視については、直接目視で監視する場合と同等以上の安全衛生水準を確保できる場合において、監視装置、各種センサー等のデジタル技術を活用して差し支えありません。



4 適切な支保パターンの選定

- 発注者と協議・連携の上、現場で出現した地山の状況に応じた適切な支保パターン、補助工法を選定してください。
- 支保構造を急激に軽減させることが可能であっても、段階的に支保構造を軽減する緩和区間を設けることについて検討してください。

【緩和区間のイメージ】



5 掘削工法の選定、適切なドリルジャンボの選定及び速やかなロックボルトの施工

- 適切な掘削工法（加背割を含む。）を選定の上施工してください。
- 本坑と作業坑等、規模が異なる断面がある場合、それぞれの断面に応じた適切なドリルジャンボを選定してください。
- ロックボルトについては、複数の区間をまとめて施工することのないよう、施工サイクルに基づき一間ずつ速やかに打ち込んでください。

※必ずしも切羽に最も近い位置に打つことを求めているものではなく、施工サイクルとして一間遅れた位置に打つとする場合もあり得ます。



6 鏡吹付けの実施

- 岩塊の抜落ちが予測される等、切羽の自立が悪い場合においては鏡吹付けを実施してください。
- 特に上半下半ともに鋼製支保工を建て込む場合（支保パターンⅠb-g又はDⅠ-a以下）においては原則として鏡吹付けを実施してください。

7 肌落ち防止対策の選定

肌落ち防止対策の選定に当たっては、下表を参考に選定してください。

肌落ち防止対策	地山等級等による肌落ち防止対策の適否				湧水対策としての効果	施工性（施工の容易さ）	その他	
	Ⅳ、B	Ⅲ、C	Ⅱ、D	Ⅰ、E			変状観察を行う場合の容易性	人体防護性の高さ
鏡吹付け	△	○	◎	◎	○*	◎	◎	△
鏡ボルト	△	△	○	◎	○	△	×	△
浮石落し	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	△
水抜き・さぐり削孔	○	○	◎	◎	◎	○	×	×
切羽変位計測	×	△	◎	◎	×	○	◎	×
設備的防護対策	△	△	△	△	△	△	△	○

注：◎：最良、○：良、△：可能、×：不適　　○*：水抜き対策を併用することで良。

26

「令和７年６月１日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における
熱中症対策の強化について

厚生労働省

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が**２年連続で30人レベル。**
・熱中症は死亡災害に至る割合が、**他の災害の約５～６倍。**
・**死亡者の約７割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
（重篤化させない）ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける ▶ 判断する ▶ 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

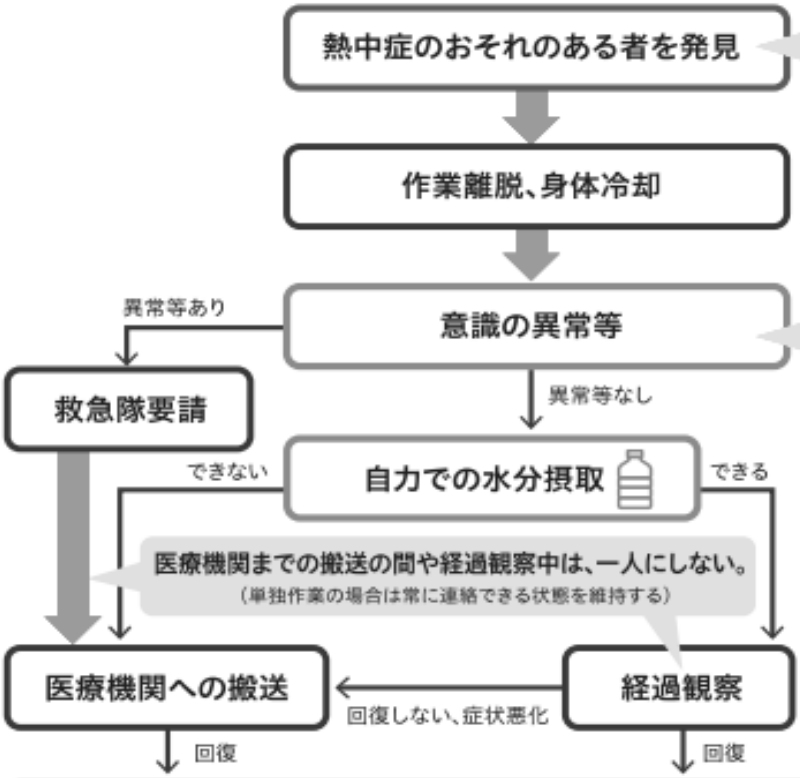
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

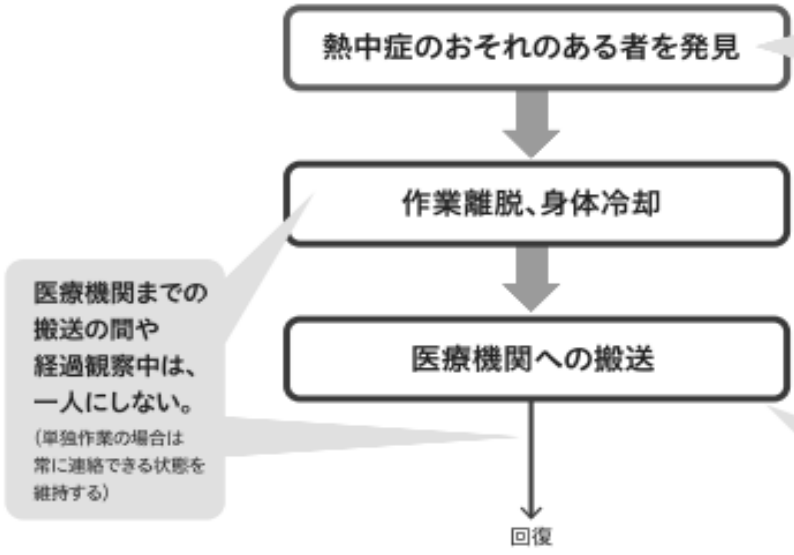
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている　など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

27

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備	重点取組				

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立

☐ 暑さ指数（WBGT）の把握の準備
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

☐ 作業手順・作業計画の策定
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定

☐ 設備対策の検討
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討

☐ 休憩場所の確保の検討
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

☐ 服装の検討
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

☐ 教育研修の実施
管理者、作業者に対する教育を実施

ガイド・教育動画　e-learning

☐ 緊急時の対応の事前確認
緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



STEP 1 **暑さ指数の把握と評価**

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2 **測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

- □ **暑さ指数の低減**
 準備期間に検討した設備対策を実施
- □ **休憩場所の整備**
 準備期間に検討した休憩場所を設置
- □ **服装**
 準備期間に検討した服装を着用
- □ **作業時間の短縮**
 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- □ **プレクーリング**
 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- □ **水分・塩分の摂取**
 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- □ **暑熱順化への対応**
 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
- □ **健康診断結果に基づく対応**
 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- □ **日常の健康管理**
 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- □ **作業中の作業者の健康状態の確認**
 巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- □ **異常時の対応**
 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
 ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月 にすべきこと



- □ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- □ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- □ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- □ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- □ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- □ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

（R8.2）

28

～ ずい道建設工事を行う事業者の皆さまへ ～

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました

厚生労働省は、このたび、「**ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン**」を改正しました。

このガイドラインは、**事業者が実施すべき事項**と**関係する法令の規定**のうち重要なものを**一体的に示す**ことで、**粉じん障害防止対策のより一層の充実**を図ることを目的とし、**改正省令など※の規定**に合わせて内容を見直しました。

※「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和２年厚生労働省令第128号）
「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」（令和２年厚生労働省告示第265号）

施行日など

●改正ガイドラインは、**令和３年４月１日**から施行されます。ただし、**「１．ずい道等の掘削等作業主任者」**の規定は、**令和４年４月１日**から施行されます。

※令和４年４月１日から、「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」の講習時間が1.5時間増えます。これまでに技能講習を受講した方は、令和４年３月31日までに追加講習を受ける必要がありますので、ご注意ください。

● なお、**令和３年４月１日より前に発注されたずい道等建設工事**で、本パンフレットの「**２．粉じん発生源に係る措置**」、「**３．換気装置等による換気の実施**」、「**４．粉じん目標濃度レベル**」の改正事項については、**令和３年４月１日以降も、改正前のガイドラインの規定が適用**されます。

ガイドライン全文や新旧対照表など、改正内容に関する資料はこちら

●厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12521.html

ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な改正事項

①　ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加

ずい道等の掘削等作業主任者の職務として、次の事項を追加しました。

- 空気中の粉じんの濃度等の**測定方法**およびその**結果を踏まえた掘削等の作業の方法**の決定
- **換気等の方法**の決定
- 粉じん濃度等の測定結果に応じた、**労働者に使用させる呼吸用保護具**の選択
- 粉じん濃度等の**試料採取機器の設置**の指揮、または自らこれを行うこと
- **呼吸用保護具の機能**を点検し、不良品を取り除くこと
- 呼吸用保護具の**使用状況**の監視

②　粉じん発生源に関する措置の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

- 工法について、**設計段階**において、より粉じん発生量の少ない**トンネルボーリングマシン工法や、シールド工法等の採用**を検討すること。
- コンクリートの吹付作業について、以下の事項を新たに記載。
 - 湿式型の吹付機械装置と同等以上の措置として**エアレス吹付技術**を明示。
 - 吹付時の粉じん濃度を低減させるため、**粉体急結剤、液体急結剤の使用**と**分割練混ぜの導入**を図ること。
 - より本質的な対策として、**遠隔吹付技術の導入**を検討すること。
- エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の導入を図ること。

③　換気装置等による換気の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

- 換気方式の選定に当たり、より効果的な換気方法である**吸引捕集方式**の導入を図ること。
- 新たな換気設備として、**局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等**の導入を図ること。

④　粉じん目標濃度レベルの引き下げ(強化)と、改善措置の充実

- 粉じん濃度目標レベルを現行の**3 mg/m³**から**2 mg/m³**に**引き下げました。**
- 評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合に行う換気装置の風量の増加のほか必要な措置として、以下の事項を追記しました。
 - **より効果的な換気方式への変更**
 - **集じん装置による集じんの実施**
 - **風管の設置方法の改善**
 - **粉じん抑制剤の使用**

⑤　呼吸用保護具の使用基準の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

●掘削作業、ずり積み作業、またはコンクリート等吹付作業のいずれかに労働者を従事させる場合にあっては、**粉じんの濃度等の測定の結果**に**応じて**、**有効な電動ファン付き呼吸用保護具**を**使用**させること。

⑥　粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実

現行のガイドラインに定める事項に加え、測定結果の周知について以下の事項を新たに定めました。

●粉じん則上記録が求められる事項について、**朝礼等で使用する掲示板**等、常時各作業場の**見やすい場所に掲示**し、または備え付ける等の方法により、労働者に周知させること。

切羽に近接する場所の粉じん濃度等の測定（新設）

標記について、**以下の事項を新たに定めました。**

（１）試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。

●**定置式の試料採取機器**を用いる方法

・ずい道等の切羽からおおむね**10メートル、30メートルおよび50メートル**の地点において、当該**ずい道等の両側**にそれぞれ試料採取機器を設置。

●作業に従事する**労働者の身体に装着する試料採取機器**を用いる方法

・**ずい道等の切羽に近接する場所の適切な数（２以上に限る）の労働者**に対して試料採取機器を装着して行うこと。

●**車両系機械**（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械）に装着されている試料採取機器を用いる方法

・**ずい道等の切羽に近接する場所において使用**されている**適切な数（２以上に限る）の車両系機械**に試料採取機器を装着して行うこと。

（２）試料空気の採取の時間

・同一の作業日の**ずい道等建設工事の１サイクル（掘削作業、ずり積み作業、コンクリート等吹付作業及びロックボルト取付け作業等）**に従事する**全時間**、試料空気の採取を行う 。

（３）空気中の粉じんの濃度の測定の方法

レスピラブル（吸入性）粉じん（肺胞に到達する粒子）を分粒できる**分粒装置を装着した測定機器**を使用し、次のいずれかの方法によること。

・ろ過捕集方法および重量分析方法

・相対濃度指示方法（**標準的な質量濃度変換係数（K値）**を使用可。）

（４）粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、次のいずれかの方法によること

・エックス線回折分析方法または重量分析方法

・鉱物等の種類に応じた**標準的な遊離けい酸含有率（Q値）**を使用。

測定結果に応じた呼吸用保護具の選択及び使用（新設）

呼吸用保護具は、切羽に近接する場所における**粉じん濃度等に応じて選択**することとし、**以下の事項を新たに定めました。**

（１）電動ファン付き呼吸用およびコンクリート等吹付作業に従事する労働者に、粉じん濃度等の測定結果に応じた**要求防護係数**を上回る**指定防護係数**を有する**電動ファン付き呼吸用保護具**を使用させること。

（２）要求防護係数は、次の式により計算すること。

$$PF_r = \frac{C \times Q}{100E}$$

PF_r　要求防護係数
C　粉じん濃度の測定値の平均値（単位　mg/m^3）
Q　遊離けい酸の含有率（単位　%）
E　0.025　（単位　mg/m^3）

（３）指定防護係数※

電動ファン付き呼吸用保護具の種類			指定防護係数
全面形面体	Ｓ級	ＰＳ３又はＰＬ３	１,０００
	Ａ級	ＰＳ２又はＰＬ２	９０
	Ａ級又はＢ級	ＰＳ１又はＰＬ１	１９
半面形面体	Ｓ級	ＰＳ３又はＰＬ３	５０
	Ａ級	ＰＳ２又はＰＬ２	３３
	Ａ級又はＢ級	ＰＳ１又はＰＬ１	１４
フード形又はフェイスシールド形	Ｓ級	ＰＳ３又はＰＬ３	２５
	Ａ級		２０
	Ｓ級又はＡ級	ＰＳ２又はＰＬ２	２０
	Ｓ級、Ａ級又はＢ級	ＰＳ１又はＰＬ１	１１

※　実際の作業時の測定等により得られた防護係数が上の表に掲げる指定防護係数を上回ることを製造者が証明する特定の型式については、次の表に定める指定防護係数を使用できます。

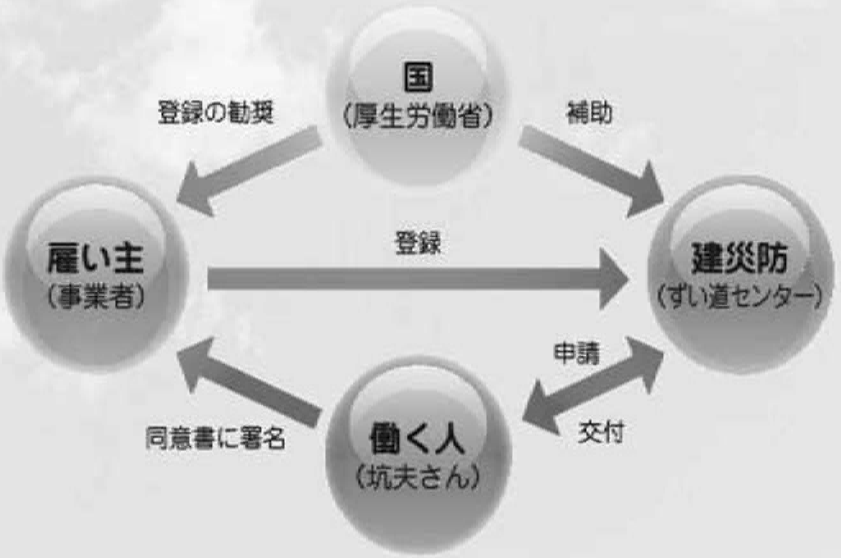
電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体又はフェイスシールド形	Ｓ級かつＰＳ３又はＰＬ３	３００
フード形		１，０００

働く人(坑夫さん)の健康診断結果や作業従事歴をずい道システムへ登録してください。

ずい道等建設労働者健康情報管理システムとは？

事業者の皆様が、職場を転々とするずい道等建設労働者のじん肺健康診断結果や作業従事歴等の健康情報を建災防に登録し、建災防が一元的に保管し、労働者本人の申請により提供する仕組み

ずい道システムの流れ



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

建設業労働災害防止協会(建災防)

登録内容です

工事開始時の事業場登録(無料) (□をチェック欄にご活用ください)

- □ 事業者情報
- □ 事業場情報
- □ 元請情報
- □ 労働保険番号
- □ 労働者数
- □ 安全衛生教育の実施状況
- □ 登録者情報他

労働者退場時の健康情報等登録(無料)

【必ず用意するもの】

- □ 同意書(労働者入場時に取得)
- □ 本人情報入力シート
- □ 作業従事歴等確認書(記入押印)
- □ じん肺健康診断結果
- □ 指導勧奨による特殊健康診断結果(振動、騒音)(ある場合)

【有所見の場合に用意するもの】

- □ エックス線写真画像データ
- □ じん肺通知書

登録の時はここを注意しましょう

○本人の氏名、生年月日、技能者ID(CCUS)を正しく記載
○同意書、作業従事歴等確認書の作成年月日欄をしっかり記入
○記入する数字は識別できるようはっきりていねいに
○作業従事歴等確認書の事業者及び元請の記入押印欄に漏れがないように

元請会社さまへお願い

○事業者さまにシステム登録を指導・勧奨
○作業従事歴等確認書を確認後記入押印

ずい道等建設労働者健康情報管理システムセンター
お問い合わせ先
Tel. 03-6435-0280
〒108-0014 東京都港区芝5-20-14 三田鈴木ビル5階 MAIL zuidou_otoiawase@kensaibou.or.jp HP https://www.kensaibou.or.jp

30

建設業に従事される皆さまへ

現場で使用する化学物質の対策をお願いします

～ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

化学物質管理に係る改正労働安全衛生法が令和６年４月から施行されています。建設業の現場においても、化学物質を取り扱うにあたり、爆発火災や中毒、皮膚や眼などの疾患による労働災害を防止するためにも対策を行う必要があります。

※建設現場で使用される化学物質には、塗料などのほかに、一般的なポルトランドセメントやアスファルトなども対象となります。

化学物質を取り扱う際には、まずは「ラベル」を確認！



危険性有害性や取り扱い上の注意事項がわかります。

GHS絵表示がついているものは、特に情報をしっかり見ておきましょう！



ラベルに絵表示があったら、危険有害性の内容を確認！



・絵表示には9種類あります。国連勧告で定める世界共通の絵表示です。
・どのような危険有害性があるか、製品のSDS（安全データシート）の項目を参照してください。

神奈川労働局・各労働基準監督署

化学物質に関する
リスクアセスメントを実施し、
リスク低減対策を実施しよう！



リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

- **代替物等の使用**
- **発散源を密閉、局所排気装置、全体換気装置などの設置、稼働**
- **作業方法の改善**
- **有効な保護具の使用**

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理責任者の選任が必要です。



化学物質管理者の選任

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし（**専門的講習等の受講を推奨**）

選任要件
○保護具について一定の経験及び知識を有する者
（令和4年5月31日付け基発0531第９号通達）
・化学物質管理専門家
・作業環境管理専門家
・労働衛生コンサルタント試験に合格した者
・第1種衛生管理者、衛生工学衛生管理者免許を受けた者
・作業主任者の資格を有する者
（特化物、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤のいずれか）
・安全衛生推進者
・保護具の管理に関する教育を受講した者　など

保護具着用管理責任者の選任

リスクアセスメント結果に基づき、労働者に保護具を使用させる事業場では「保護具着用管理責任者」の選任が必要です。



※講習の受講を希望される方

化学物質管理者および保護具着用管理責任者の講習会は、労働災害防止団体をはじめとする講習・教習を実施している団体等の中から探していただき、相談・確認の上、受講をされますようお願いいたします。

神奈川　化学物質管理者　講習	検索

R0607

31

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者　参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93~95P

「工作物」の工事の事前調査は令和８年１月１日以降着工の工事から有資格者に行わせる必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照→



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。



調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告　参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」101～103P

事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつけるとともに、作業終了後も３年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存　参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」95～98P

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署

「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業者・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト　検索

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容 ＼ 工事の種類	全ての解体・改修工事		
	建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施※1、記録の３年保存【３条】	●	●	●
事前調査に関する資格者要件【３条】	●	▲※2	●
分析調査に関する資格者要件【３条】※1	●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【４条の２】	●※3	●※4	●※5
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【４条】	●	●	●
計画の届出（工事開始の 14 日前まで）【安衛法 88 条（安衛則 90 条）、５条】	●※6	●※6	●※6

※１ 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
※２ 令和８年１月１日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
※３ 床面積の合計が 80 ㎡以上の解体工事又は請負金額 100 万円以上の改修工事に限る。
※４ 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額 100 万円以上の工事に限る。
※５ 総トン数が 20 トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
※６ 吹付け石綿等（レベル１建材）又は石綿含有保温材等（レベル２建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容 ＼ 工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル１・２）	けい酸カルシウム板第１種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル３）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【３条】	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19 条、20 条】	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施【27 条】	●	●	●	●
作業場所の隔離【６条、６条の２、６条の３】	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【６条】	●			
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【６条の２、６条の３、13 条】	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14 条】	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15 条】	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34 条】	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40 年保存【35 条】	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・３年保存【35 条の２】	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施【40 条】	●	●	●	●

（※）表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

（R6.8）

32

第14次労働災害防止計画(神奈川計画)推進状況

神奈川労働局　令和8年(2026年)4月速報

計画期間　2023(令和5)年度から2027(令和9)年度まで

計画の全体目標
・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を、2022年と比較して5%以上減少する。
【2022年(比較基準年):死亡者数30人、死傷者数7,792人】
【2027年(最終目標:死亡者数20人以下、死傷者数7,400人以下】

次の重点事項ごとに、
○ 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進します。
○ 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要です。
・自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
・労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
・高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
・多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害 防止対策の推進
・個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
・業種別の労働災害防止対策の推進
・労働者の健康確保対策の推進
・化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防取組み状況についてのアンケートにご協力をお願いいたします。

14次防アンケートアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou

重点対策の目標設定及び推進状況（抜粋）

令和8年4月速報値	基準 2022年	目標	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年 2027年
死亡災害	30 人	20人以下	28 人	26 人	24 人	22 人	20 人
(上段は計画値)			42 人	34 人	43 人	人	人
死傷災害	7,792 人	基準から5%以上減少	7,700 人	7,620 人	7,540 人	7,460 人	7,400 人
(上段は計画値)			8,002 人	8,231 人	7,918 人	人	人

業種別労働災害防止	基準 2022年	目標	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年 2027年
建設業対策	9 人	基準から15%以上減少(7人以下)	16 人	12 人	14 人	人	人
(上段は計画値)							

Safe work KANAGAWA　神奈川労働局・各労働基準監督署

神奈川労働局労働基準部 安全課　電話045(211)7352

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

労働基準監督署一覧

署　名	管轄区域	所在地		電話番号
横浜南労働基準監督署	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	安全衛生課 045-211-7375
鶴見労働基準監督署	鶴見区(扇島を除く)	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	安全衛生担当 045-279-5486
川崎南労働基準監督署	川崎区、幸区、鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	安全衛生課 044-244-1273
川崎北労働基準監督署	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	安全衛生課 044-382-3191
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	238-0005	横須賀市新港町1－8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3･4階	安全衛生課 045-474-1252
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	安全衛生課 0463-43-8618
藤沢労働基準監督署	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	安全衛生課 0466-97-6748
小田原労働基準監督署	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	監督課･安全衛生課 0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	安全衛生課 046-401-1960
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	安全衛生課 042-861-8631
横浜西労働基準監督署	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	安全衛生課 045-287-0274

労働災害防止計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR(バーチャル・リアリティ)やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。